

EU 各国の「クロスコンプライアンス」と  
「良好な農業及び環境条件」の実態

— EU 各国のクロスコンプライアンスの実態 —

(オランダを事例として)

1	はじめに	31
2	EUにおけるクロスコンプライアンス	31
	1) EUにおけるクロスコンプライアンスの導入と拡張	
	2) 直接支払いの定義	
	3) クロスコンプライアンスの内容	
3	クロスコンプライアンスに関する先行研究	41
4	オランダにおけるクロスコンプライアンス	44
	1) オランダ農業の概況	
	2) オランダのクロスコンプライアンス	
	(1) オランダにおけるクロスコンプライアンスに関わるアクター	
	(2) 取り締まり対象農家の抽出	
	(3) 違反に伴う減額	
	(4) 違反に伴う減額（繰り返しの違反、及び意図的な違反の場合）	
	(5) オランダにおけるノンコンプライアンス	
5	おわりに	52
補論	なぜ養豚・養鶏部門がクロスコンプライアンスから 切り離されているのか	53
	1) 養豚・養鶏部門の特徴	
	2) 養豚・養鶏部門における保護政策	
	3) マクシャリー改革以後の養豚・養鶏部門とクロスコンプライアンス	
	参考文献	57

## 1 はじめに

「EU 内部では共通農業政策（Common Agricultural Policy: CAP）改革を求める声も高まっている。キーワードは『透明性』だ。農業に多くの税金を投入する以上、農業側がその効果のほどを、納税者に説明する必要がある。・・・多くの国では、農業者の所得のかなりの割合が CAP などによる補助金によるものだ。これまでも補助金をもらっていたからというのではなく、環境に優しい農業を進めているとか、生物多様性に役立つとか、具体的貢献に対する支援に組み替えることが求められる」（アレシユ・クハー博士（リュブリャナ大学）の発言、日本農業新聞 2012 年 1 月 30 日）。

クロスコンプライアンス（Cross Compliance: CC）とは、農地利用や農産物生産に関するルールへの遵守と引き替えに補助金（主に直接支払い）を EU（European Union）が支給することを指す。つまり、ルールを守らない農家は補助金の一部または全額を受給できない（または返還義務を負う）。

欧州委員会が考える CC の目的は、第一に持続可能な農業を発展させるためであり、第二に社会の期待に沿う形で CAP を運営するためである。1992 年のマクシャリー改革以降、EU の農業保護の形態は価格支持から直接支払いに移行している。1999 年の CAP 改革で CC が導入されたが、この時点でそれは加盟国にとって義務ではなかった。2003 年の CAP 改革で CC は義務化された。これは、なぜ農家は補助金をもらえるのかという非農家が抱く疑問と関係がある。農家は社会にとって望ましい形で農業を存続させるための仕事を担うべきであるという社会的合意を基礎にして、農家は補助金を獲得すると同時に義務を果たすことになった。

本稿の構成は次の通りである。第 2 節では、EU で CC が導入された経緯とその内容を述べる。第 3 節では、CC に関する先行研究を確認する。第 4 節では、オランダにおいて CC がどのように実施されているかを、オランダ農業省の資料に基づいて示す。

## 2 EU におけるクロスコンプライアンス

### 1) EU におけるクロスコンプライアンスの導入と拡張<sup>1</sup>

CC という考え方は 1970 年代に米国で誕生した。ある生産物を対象としたプログラムの下で支持を受けようとする農家は、そのプログラムのルールを守るとともに、その他のプログラムで課されるいくつかの義務を果さなくてはならなかった。こうすることによりプログラム間のつながりが導入された。それ以来、この単語は様々な場面で使用されるようになり、とりわけ農業政策と環境政策との結びつきを論じる際に登場している。

1980 年代後半、CAP において環境を考慮せよという圧力が強まったため、CC が CAP の枠組みで語られるようになった。当時の CAP の価格支持政策に CC を導入することは困

---

<sup>1</sup> 特に断らない限り、この項目の記述は、Jongeneel and Brand (2010) を参考にしている。

難だったが、マクシャリー改革とそれに続く改革は、価格支持から直接支払いへと、農家所得支持の方法の転換をもたらしたため、CAPにCCを導入する可能性は高まった。実際、加盟国は環境に関する条件を満たすためにセットアサイドを実施しなくてはならないという形で、マクシャリー改革においてCCが限定的ながらも導入された<sup>2</sup>。

1999年のAgenda2000改革において、酪農部門で直接支払いが新たに導入され、CCはCAPにおける重要性を高めた。理事会規則1259/1999<sup>3</sup>の第3条は、農業活動が環境要件を確実に満たすための措置を加盟国が採用するように要求している。加盟国にはいくつかの選択肢が与えられ、たとえば、農業における環境保護にかかわるコミットメントの実践に対する支持、一般的な強制的環境要件の導入、直接支払い受給条件としての特定の環境要件の導入などが選択肢に含まれる。また、加盟国は違反者に罰を与える制度を決定できる。そうした罰は適当かつ比例的でなくてはならず、直接支払いのキャンセルもありえる。しかし、直接支払いにこうした条件を付したのは、わずかな加盟国（デンマーク、フランス、ギリシア、オランダ、英国）にとどまった。

2003年のMTR(Mid-Term Review)改革でCCは義務となった(理事会規則1782/2003<sup>4</sup>)。CCは、この改革で重視されたデカップル<sup>5</sup>や農村開発とともに、持続可能な農業を促進すると同時に、農家への直接支払いを社会に対して正当化するものとして機能した。さらに、CCの対象範囲は拡張され、当初想定されていた環境分野だけではなく、すでにEU立法の対象とされていた公共関心事項（動物の福祉、食料安全性、農地のGAEC<sup>6</sup>）までもがその対象となった。

さらに2005年になると、理事会規則1698/2005<sup>7</sup>（第36条及び第51条）によって農村開発関連のCCが定められた。当初CCはCAP第一の柱の直接支払いを対象としていたが、同規則によりCAP第二の柱である農村開発政策の第二の機軸（環境と田園の改善）で提供される補助金の一部にもCCが適用されることになった。この補助金のうちCCが適用され

---

<sup>2</sup> マクシャリー改革におけるセットアサイドは、農業環境政策に属する手法というよりは、過剰生産対策に過ぎないという見方も存在している。福士（1994）、第五節を参照。

<sup>3</sup> Council Regulation (EC) No 1259/1999 of 17 May 1999 establishing common rules for direct support schemes under the common agricultural policy.

<sup>4</sup> Council Regulation (EC) No 1782/2003 of 29 September 2003 establishing common rules for direct support schemes under the common agricultural policy and establishing certain support schemes for farmers.

<sup>5</sup> MTR改革では、デカップル直接支払いの枠組みであるSPS(Single Payment Scheme: 単一支払いスキーム)が導入され、それは2005年から実施されることになった。これに伴い2005年から、EU15、マルタそしてスロベニアではSFP(Single Farm Payment: 単一農家支払い)が、新規加盟国(マルタとスロベニアを除く)ではSAPS(Single Area Payment Scheme: 単一エリア支払いスキーム)が導入され、結果として直接支払いのデカップルが急速に進んだ。European Commission(2008, p.17)を参照。

<sup>6</sup> GAECとは、Good Agricultural and Environmental Conditions(良好な農業・環境の条件)を指す。詳細は第2節3を参照。

<sup>7</sup> Council Regulation (EC) No 1698/2005 of 20 September 2005 on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD).

るものは、山岳の条件不利地域農家への支払い、山岳以外の不利な自然条件で農業を営む農家への支払い、Natura2000<sup>8</sup>の支払い、農業環境支払い、動物福祉支払い、農地の初めての森林化を対象とした支払い、森林環境支払いである。

## 2) 直接支払いの定義

既に述べたように、CCは直接支払いを対象とする。ここでは、直接支払いとは何かについて簡単に確認しておく。

ヘルスチェック改革後の直接支払いは、理事会規則 73/2009<sup>9</sup>に定められる。その第2条(d)において直接支払いは「付属文書 I に示された支持スキームの下で農家に直接提供される支払い」と定義されている。付属文書 I には、単一支払い、単一エリア支払いスキーム (SAPS)、デュラム小麦、タンパク作物、米、ナッツ、エネルギー作物、芋、種、耕種作物、羊肉と山羊肉、牛肉 (子牛肉を含む)、特別な形態の農業と高品質生産、特別な支持<sup>10</sup>、オリーブ林、蚕、タバコ、ホップ、砂糖またはイヌリン (inulin) を生産するために使われるテンサイ・サトウキビ・チコリ、砂糖生産に使われるテンサイ・サトウキビ、加工用の果物と野菜、加工用のイチゴとラズベリー、果物と野菜、ポセイ (posei)<sup>11</sup>、エーゲ海地域、綿花という 26 のスキームが示されている。

これらのうち、最初に記した単一支払いについて、その支持スキームの下で支払いを受ける資格を持つのは主として、MTR 改革後の直接支払いを規定した理事会規則 1782/2003 (第 33 条) で受給権を得ていた農家、または理事会規則 73/2009 (第 33 条) に基づいて譲渡等によって受給権を獲得した農家である。前者は主として、2000～2002 年の三年間に同規則付属文書 VI に示された支持スキームの少なくとも一つの対象となっている農家である。付属文書 VI に記載された支持の対象は、耕種作物、片栗粉、豆、米、種、牛肉 (子牛肉を含む)、牛乳と乳製品、羊と山羊、ポセイ (posei)、エーゲ海地域、乾燥飼料である。ここまでの記述からわかるように、CAP の直接支払いの一つの特徴は、養豚・養鶏部門が

---

<sup>8</sup> Natura2000 とは、自然と生物多様性の保護に関わる EU 政策の根幹で、1992 年の Habitats Directive (Council Directive 92/43/EEC of 21 May 1992 on the conservation of natural habitats and of wild fauna and flora) に基づく、EU 全土に及ぶ自然保護のネットワークである。このネットワークの目的は、欧州の貴重で脅威にさらされている種とその生息地の長期的存続を確かなものにする事である。(http://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/index\_en.htm)

<sup>9</sup> Council Regulation (EC) No 73/2009 of 19 January 2009 establishing common rules for direct support schemes for farmers under the common agricultural policy and establishing certain support schemes for farmers.

<sup>10</sup> 「特別な形態の農業と高品質生産を対象とした支持」と「特別な支持」は、趣旨を同じくする支持で、環境保護を促進する農法を採用している場合や農産物の質や販売方法を改善している場合に支持が提供されると定められている。前者は理事会規則 1782/2003 第 69 条、後者は理事会規則 73/2009 第 68 条を参照。いわゆる第 68 条施策である。

<sup>11</sup> ポセイとは、EU 加盟国の領土で地理的に欧州から離れた地域の農業を支援するスキームである。

直接支払いの対象になっていないことである<sup>12</sup>。

今後予想される直接支払いの改革について触れておく。欧州委員会は 2011 年 10 月 19 日付で CAP 改革案を公表し、それ以降同案を軸に CAP 改革に関する議論が行われている。同提案には直接支払いに関する提案 (European Commission (2011)) も含まれ、その第 1 条及び付属文書 I で直接支払いが新たに定義されている<sup>13</sup>。それがヘルスチェック改革で定められたものと異なることは、「理事会規則 1782/2003 及び 73/2009 に従う単一支払いスキーム (SPS) の下で獲得された受給権は 2013 年 12 月 31 日に消滅する」と欧州委員会提案に記されていることから類推される。なお、欧州委員会が提案したクロスコンプライアンスの新しい枠組みについては添付資料 (表 A) を参照されたい。

### 3) クロスコンプライアンスの内容

CC とは、農地利用や農産物生産に関するルールを守らない農家は補助金の全額または一部を受け取ることができなくなるという制度である。この制度により農家は特定の方向に誘導されることになる。その方向とは、持続可能で環境に優しい農業であり、具体的には土壌浸食や水質汚染を回避し、動物の福祉に配慮した農法を採用することを農家は迫られることになる。

MTR 改革により CC は理事会規則 1782/2003 に規定され、ヘルスチェック改革を経て、現在では理事会規則 73/2009 が CC の枠組みを定めている。CC には、次の二つの枠組みがある。

第一に、SMR (Statutory Management Requirements: 法定管理要件) である。これは、共同体立法 (規則と指令) によって定められ、環境、公衆衛生と動植物の健康、そして動物の福祉という三分野を対象としている。その詳細は理事会規則 73/2009 の付属文書 II に示されている (表 1 を参照)。なお、各 SMR は新たに生み出されたものではなく、MTR 改革時点で既に存在していた規則と指令で構成されている。

---

<sup>12</sup> EU の養豚・養鶏部門は、市場価格支持という保護政策の対象になったことはなく、関税、輸出払い戻し、そして民間在庫への支援 (養豚部門のみ) によって保護されてきた。また、これらの部門は競争力を維持するために、あまり農地を利用せず生産を実施し、安価な飼料の入手を好んだ。これは外国飼料の輸入によって実現された。こうした背景を持つ両部門は、マクシャリー改革以降に本格的に導入されていく直接支払いの対象とはならなかった。なぜなら、支持価格引き下げに伴う所得減少の補償として、直接支払いは正当化されたからであり、価格支持制度の対象となっていない両部門に直接支払いを導入する理由はなかった。補論を参照。

<sup>13</sup> European Commission (2011) の付属文書 I によれば、直接支払いの対象となる支持スキームは、基礎的支払い、気候と環境に恩恵を与える農業活動を実施している農家への支払い (環境支払い)、特定の自然制約を伴う地域の農家への支払い、若年農家への支払い、自発的なカップル型支持、綿花、小規模農家への支払い、ポセイ、エーゲ海地域である。

表1 SMRの根拠となるEU法

環境	
1. 野鳥の保護	
Council Directive 79/409/EEC of 2 April 1979 on the conservation of wild birds (OJ L 103, 25.4.1979, p. 1)	Art.3 (1 and 2(b)), Art.4 (1, 2 and 4), and Art.5 (a, b and d)
2. 地下水の汚染からの保護	
Council Directive 80/68/EEC of 17 December 1979 on the protection of groundwater against pollution caused by certain dangerous substances (OJ L 20, 26.1.1980, p. 43)	Art. 4 and 5
3. 下水汚泥の農業利用からの土壌の保護	
Council Directive 86/278/EEC of 12 June 1986 on the protection of the environment, and in particular of the soil, when sewage sludge is used in agriculture (OJ L 181, 4.7.1986, p. 6)	Art.3
4. 農業由来の窒素による汚染からの水の保護	
Council Directive 91/676/EEC of 12 December 1991 concerning the protection of waters against pollution caused by nitrates from agricultural sources (OJ L 375, 31.12.1991, p. 1)	Art. 4 and Art. 5
5. 野生の動植物と生息地の保護	
Council Directive 92/43/EEC of 21 May 1992 on the conservation of natural habitats and of wild flora and fauna (OJ L 206, 22.7.1992, p. 7)	Art. 6, and 13(1)(a)
公衆衛生と動物の健康、および動物の識別と登録	
6. 豚の識別と登録	
Council Directive 2008/71/EC of 15 July 2008 on the identification and registration of pigs	Articles 3, 4 and 5
7. 牛属の識別と登録	
Council Regulation (EC) No 1760/2000 of the European Parliament and of the Council of 17 July 2000, establishing a system for the identification and registration of bovine animals and regarding the labelling of beef and beef products and repealing Council Regulation (EC) No 820/97	Art.4 and 7
8. 羊と山羊の識別と登録	
Council Regulation (EC) No 21/2004 of 17 December 2003 establishing a system for the identification and registration of ovine and caprine animals (OJ L 5, 9.1.2004, p. 8)	Art.3, 4 and 5

公衆衛生と動植物の健康	
9. 作物の保護	
Council Directive 91/414/EEC of 15 July 1991 concerning the placing of plant protection products on the market (OJ L 230, 19.8.1991, p. 1)	Art.3
10. 畜産における使用禁止物質	
Council Directive 96/22/EC of 29 April 1996 concerning the prohibition on the use in stockfarming of certain substances having a hormonal or thyrostatic action and of beta-agonists (OJ L 125, 23.5.1996, p. 3)	Art. 3(a, b, d and e), 4, 5 and 7
11. 食料法の原則、欧州食料安全庁の創設、食料安全性に関する規則	
Regulation (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council of 28 January 2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety (OJ L 31, 1.2.2002, p. 1)	Art. 14, 15, 17(1) (注を参照) , 18, 19 and 20
12. TSE (伝達性海綿状脳症、いわゆるプリオン病)	
Regulation (EC) No 999/2001 of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 laying down rules for the prevention, control and eradication of certain transmissible spongiform encephalopathies (OJ L 147, 31.5.2001, p. 1)	Art. 7, 11, 12, 13 and 15
疾病の告知	
13. 口蹄疫	
Council Directive 85/511/EEC of 18 November 1985 introducing Community measures for the control of foot-and-mouth disease (OJ L 315, 26.11.1985, p. 11)	Art. 3
14. 豚水胞病	
Council Directive 92/119/EEC of 17 December 1992 introducing general Community measures for the control of certain animal diseases and specific measures relating to swine vesicular disease (OJ L 62, 15.3.1993, p. 69)	Art. 3
15. ブルータング	
Council Directive 2000/75/EC of 20 November 2000 laying down specific provisions for the control and eradication of bluetongue (OJ L 327, 22.12.2000, p. 74)	Art. 3
動物の福祉	
16. 子牛の保護	
Council Directive 91/629/EEC of 19 November 1991 laying down minimum standards for the protection of calves (OJ L 340, 11.12.1991, p. 28)	Art. 3 and 4
→現在は次の指令が用いられている。	
Council Directive 2008/119/EC of 18 December 2008 laying down minimum standards for the protection of calves	Art. 3 and 4

17. 豚の保護	
Council Directive 91/630/EEC of 19 November 1991 laying down minimum standards for the protection of pigs (OJ L 340, 11.12.1991, p. 33)	Art. 3 and 4(1)
→現在は次の指令が用いられている。	
Council Directive 2008/120/EC of 18 December 2008 laying down minimum standards for the protection of pigs	Art. 3 and 4(1)
18. 農業目的で飼育される動物の保護	
Council Directive 98/58/EC of 20 July 1998 concerning the protection of animals kept for farming purposes (OJ L 221, 8.8.1998, p. 23)	Art. 4

出典：Council Regulation (EC) No 73/2009, Annex II.

注：SMR11 に関して、Art.17(1)の適用は次に挙げる五つの規則によってなされる。

Regulation (EEC) No 2377/90: Articles 2, 4 and 5.

Regulation (EC) No 852/2004: Article 4(1) and Annex I part A (II 4 (g, h, j), 5 (f, h), 6; III 8 (a, b, d, e), 9 (a, c)).

Regulation (EC) No 853/2004: Article 3(1) and Annex III Section IX Chapter 1 (I-1 b, c, d, e; I-2 a (i, ii, iii), b (i, ii), c; I-3; I-4; I-5; II-A 1, 2, 3, 4; II-B 1(a, d), 2, 4 (a, b)), Annex III Section X Chapter 1(1).

Regulation (EC) No 183/2005: Article 5(1) and Annex I, part A (I-4 e, g; II-2 a, b, e), Article 5(5) and Annex III (1, 2), Article 5(6).

Regulation (EC) No 396/2005: Article 18.

第二に、GAEC (Good Agricultural and Environmental Conditions: 良好な農業・環境の条件) である。これにより、農地 (特に生産のために使用されていない農地) を良好な状態に保っておくことを農家は要求される。GAEC の枠組みの詳細は理事会規則 73/2009 の付属文書 III に示されている (表 2 を参照)。MTR 改革時点の GAEC (表 3 を参照) と比較すると、GAEC の枠組みはヘルスチェックによって変更を加えられたことがわかる。主たる変更点は次の二つである。第一に、GAEC の対象分野が 4 から 5 に変更された。すなわち、土壌浸食、土壌有機物、土壌構造、最低限度の維持という四つの対象分野に、水の保護と管理が付加された。第二に、守るべき基準が義務的なものと選択可能なものに分けられた。これら二つの変更点以外にも、細かな点でいえば、景観保持の GAEC の内容がより詳細なものに書き換えられ、また、オリーブに関する選択的基準が付加されている。



表2 ヘルスチェック改革後の GAEC

項目	義務的基準	選択的基準
土壌浸食 (適切な手段を用いた土壌の保護)	最低限の覆土。	段丘の保持。
	その農地の条件に対応した最低限の農地管理。	
土壌有機物 (適切な農業活動を通じた土壌有機物の維持)	耕種作物の刈り株の管理。	輪作の基準。
土壌構造 (適切な手段を用いた土壌構造の維持)	なし	適切な機械の利用。
最低限度の維持 (最低限度の維持水準の確保、および生息地の劣化の回避)	特徴的な景観の保持(特徴的な景観には、生垣、池、水路、木(列状、一団、孤立)、農地の端の何も植えられていない部分を含む)。	家畜の飼育密度をできる限り低くすること、かつ・または、それに関する適切な体制を整えること。
	農地に望ましくない植物が侵入してくることを回避。	生息地の設定、かつ・または、保持。
	永年草地の保護。	オリーブ林の掘り返しの禁止。
水の保護と管理 (水の汚染と流出の防止、および水利用の管理)	水路沿いに緩衝地 (buffer strips) を設けること (注を参照)。	なし
	灌漑用水の利用に承認が必要な場合、その承認手続きを守ること。	

出典：Council Regulation (EC) No 73/2009, Annex III.

注：水路沿いに緩衝地を設けるといふ GAEC は、指令 91/676/EEC (これは SMR4 (農業由来の窒素による汚染からの水の保護) を規定する指令である) と強く結びつき、水路沿いの農地で肥料を利用することに制限を課すものである。

表3 MTR改革後のGAEC

項目	基準
土壌浸食 (適切な手段を用いた土壌の保護)	最低限の覆土。
	その農地の条件に対応した最低限の農地管理。
	段丘の保持。
土壌有機物 (適切な農業活動を通じた土壌有機物の維持)	輪作の基準(適用可能な場合)。
	耕種作物の刈り株の管理。
土壌構造 (適切な手段を用いた土壌構造の維持)	適切な機械の利用。
最低限度の維持 (最低限度の維持水準の確保、および生息地の劣化の回避)	家畜の飼育密度をできる限り低くすること、かつ・または、それに関する適切な体制を整えること。
	永年草地の保護。
	特徴的な景観の保持。
	農地に望ましくない植物が侵入してくるものの回避。

出典：Council Regulation (EC) No 1782/2003, Annex IV.

GAECの最低限度の維持という項目に含まれる永年草地の保護(Protection of Permanent Pasture)について触れておく。これは、EU15については、2003年の補助金申請の時点で永年草地となっていた農地はその状態を維持しなくてはならず、新規加盟国については、EU加盟時点の永年草地をそのまま維持しなくてはならないというGAECである(理事会規則73/2009、第6条)。これが目的としているのは、牧草地の耕作地への転換、そして耕作地放棄とそれがもたらす環境悪化を防止することである。GAECの中でも永年草地の保護が重視されているのは、MTR改革によるSPSの導入がデカップル型直接支払いへの転換を進めた結果、耕作地の放棄が増大すると懸念されているからである。

GAECの詳細は、共同体立法によって規定されるSMRとは異なり、加盟国もしくは地域レベルで設定できる。この事実を、例えばDEFRA(Department for Environment, Food and Rural Affairs: 英国農業省)のホームページは、SMRの内容はEUの規則と指令に基づくものであるのに対して、GAECの内容は英国とイングランドの法律に基づく<sup>14</sup>と表現し

<sup>14</sup> 北アイルランド、スコットランド、ウェールズでは、英国とそれぞれの法律に基づいてGAECが実施される。なお、DEFRAが担当するのは英国の国際農業交渉とイングランド

ている。また、本稿執筆にあたり筆者が 2011 年 12 月にベルギーとオランダで現地調査を実施した際<sup>15</sup>、ベルギーの二つの地域（北部のフラマン地域と南部のワロン地域）で GAEC の内容が異なることを示す資料を得た（添付資料表 B を参照）。ここに、加盟国間だけではなく加盟国内においても、複数の異なる GAEC が適用されているという事実を見いだすことができる。

理事会規則では SMR と GAEC に分けて規定されているが、両者は完全に異なる分野を対象としているというわけではない。例えば、GAEC の最低限度の維持の項目に家畜の飼育密度が記載されているが（表 2、3 を参照）、これに関する GAEC を設定している加盟国は少ない。なぜなら、この分野は SMR の畜糞に関する指令、すなわち、表 1 の SMR4 の指令 86/278（通称、窒素・硝酸指令）で事実上カバーされているからである。このように、GAEC で規定されている目的が SMR を通じて達成されている場合もある（Jongeneel, et al. 2007, p.111）。

次に CC を守らなかった場合（ノンコンプライアンス）の罰則について述べる。ノンコンプライアンスが判明すれば、その深刻さ、範囲、継続期間、繰り返しの有無、違反の意図の有無に応じて、直接支払い受給者はその受給額または受給するはずの額の一部を削減される<sup>16</sup>。ノンコンプライアンスが過失による場合、削減幅は 5% を超過しないが、初めてのノンコンプライアンスでない場合には上限は 15% になる。また、深刻さ、程度、継続期間に照らしてノンコンプライアンスが重大でないと加盟国が判断する場合には、減額しないことも可能であるが、ノンコンプライアンスが公衆衛生と動物の健康への直接的リスクを生み出した場合には、そうすることはできない。ノンコンプライアンスが意図的である場合には、原則として少なくとも 20% が削減され<sup>17</sup>、削減幅が 100% になることもある（理事会規則 73/2009、第 24 条）。

---

の農政であって、上記三地域の農政はそれぞれの農業担当省庁が責任を負う。

(<http://www.defra.gov.uk/food-farm/farm-manage/cross-compliance/>)。

<sup>15</sup> 訪問先とインタビューに応じて下さった方々は、Ms. Annemie LEYS, Mr. Hubert HERNALSTEEN（ベルギーフラマン地域農業省）、Mr. Etienne RIGO（ワロン地域農家）、Ms. Nathalie PERELMUTER, Mr. Olivier THOMAS, Mr. Philippe NIHOUR（ベルギーワロン地域農業省）、Mr. Pekka PESONEN（農業生産者団体 COPA-COGECA）、Mr. Gérard CHOPLIN（European Coordination Via Campesina）、Mr. Joop de Koeijer（オランダ農家）、Mr. J. M. Hans BRAND, Ms M. HEEREMA, Mr. Peter van GIEBERSBERGEN（オランダ農業省）、Dr. Niek KONING, Dr. Roel JONGRNEEL, Dr. Floor BROUWER（Wagenenggen University）である。今回の調査にあたり、農林水産省の増川克義氏、国際農林業協働協会の檜山秀樹氏、西野俊一郎氏には貴重なご支援をいただいた。

<sup>16</sup> CC が守られなくても、一農家あたり、そして一年あたりの減額幅が 100 ユーロを超えない場合、加盟国は減額を適用しなくてもよい。ただし、その場合には、CC を守らなかった農家が翌年は守っていることを、加盟国の担当部局は確認しなくてはならない（理事会規則 73/2009、第 23 条）。

<sup>17</sup> 後で示す表 7-1 と 7-2 を見ればわかることだが、ベルギーのワロン地方のように、ノンコンプライアンスの程度が軽度と判断できる場合には、意図的なノンコンプライアンス（ただし初めての場に限る）に対して、15% の削減率を課す場合もある。

加盟国は CC が遵守されているかどうかをチェックしなくてはならない。加盟国は毎年、農業人口の少なくとも 1% に対して査察を実施し、そのサンプル抽出は違反のリスクに従う。すなわち違反を犯す可能性が高い農家ほど高い確率で査察を受けることになる。なお、オランダを事例とした加盟国によるチェックの実施方法を、第 4 節で示す。

European Commission (2007)によれば、2005 年、24 万 898 件の農家査察が実施され、査察を受けた農家の 11.9%が受給額を減額された。EU15 では、GAEC だけではなく SMR も遵守せねばならず、2005 年時点では GAEC だけを守ればよい新規加盟国<sup>18</sup>と比較して、減額された農家の割合が高かった（新規加盟国の 6.1%に対して 16.4%）。減額合計は直接支払い総額の 0.03%に相当する 984 万ユーロだった。受給額引き下げの多く（EU 全体の 68%）は引き下げ幅が 1%（最低の引き下げ幅）だった。3%削減が全体の約 14%、5%削減が全体の 12%に達した。減額されることになった CC 違反のうち、71%は動物の識別と登録に関係していた。また、違反の 13%は GAEC に、10%は窒素・硝酸指令に関係していた。同指令についていえば、いくつかの加盟国において、農家レベルだけでなく加盟国レベルにおいても、満足のいくコンプライアンスが実践されていなかった。

### 3 クロスコンプライアンスに関する先行研究

Jongeneel and Brand (2010)によれば、SMR は主として動物生産に影響を与え、GAEC は耕種部門に影響を与える。そうした違いはあるものの、SMR にせよ GAEC にせよ、とりわけ窒素・硝酸、食料安全性、そして動物の福祉に関する基準は、それらがなかったときと比較して、少なくとも農家レベルで無視できない生産費用の増加をもたらす（部門としてどのような影響を受けるかは、どの程度の農家が影響を受けるか、そしてそれらの生産シェアがどれぐらいかによる）、結果的に EU 農業の競争力を低下させるかもしれない。ただし SMR は既存の共同体立法に基づいているため、その費用は多くの農家が CC 導入以前から考慮していたものである。また、農家の中には CC 以上に厳しい基準を設定した自発的認証スキームに参加している人々もいる。

この先行研究との関連で、CC が生み出した農家の負担増加に触れておきたい。筆者がベルギーとオランダで現地調査を実施した際、二つの質問、すなわち、CC が導入・義務化されたことで農家の負担は増えたか、そして補助金受給の際に農家が一定の義務を果たさなくてはならないということをどのように考えるかという質問を両国の農業関係者に投げかけた。この質問に対して、COPA-COGECA の Pesonen 氏を除く全員から、「CC が導入・義務化されたと言っても、既存の法律が CC という枠組みに組み込まれただけであるから、CC 導入以前からルールを守っていた農家<sup>19</sup>にとって CC が大きな追加負担を生み出したと

<sup>18</sup> 2009 年以降はすべての加盟国で SMR も GAEC も適用される。

<sup>19</sup> ベルギーワロン地域農業省およびオランダ農業省によると、CC 導入以前は各加盟国がルール違反農家のチェックを行っていたが、実際に罰を受けた農家はいなかっただろうと思

いうことはない。また、CCの手続きは面倒だが、補助金を受け取る以上、一定の制約を課されることは当然である」という主旨の回答をいただいた<sup>20</sup>。

この回答はすでに公表されている指摘とも整合的である。例えば Jongeneel, et al. (2007, p.112) によれば、SMRはCC導入以前から存在していたルールに基づくため、それに関わる費用は追加的なものではなく、CCが追加費用をもたらしたとすれば、それはGAECに由来するものである。とはいえ、GAECがもたらした追加費用はたいしたものではない。動物を飼育する農家にとってGAECの導入による追加費用は存在しない。耕地を持つ農家は、土壌の覆土と浸食に関わる維持活動のせいで費用増加に直面したかもしれないが、多くの場合それは少額に過ぎず、GAEC遵守から得る利益の方が大きかっただろうと思われる。

ただし、SMRの遵守について農家に費用が発生しないというわけではない。ときにはその費用は莫大なものになりえる。とりわけ、窒素・硝酸指令や動物福祉に関する要件を満たす費用は、深刻な影響を与えることもあった。ノンコンプライアンス状態にあった農家の中には、SMR遵守の際に数千ユーロもの費用増加に直面したものもあった(Jongeneel, et al. 2007, p.112)。ドイツを調査対象とした松田(2010)は、2009年末の現地調査に基づいて、ドイツにおけるCCの実施に莫大なコストがかかることを指摘し、それを行政コストと農家のコストに分けて整理している。行政コストは不当な形でEU資金が支給されることを防ぐために必要な経費であるが、その額が大きく、費用対効果にも疑問符が付くことに加えて、加盟国間に行政コストの差があることも問題視されている。例えば、ドイツでは直接支払総額の10%程度の行政コストがかかっているが、フランスでは6%、デンマークやアイルランドでは3%程度である。農家のコストとは、農家が事務作業に充てる時間である。農産物の生産量にも質にも関係がなく、環境面での効果もない事務作業に多くの時間を費やすことに、農家は嫌気が差している<sup>21</sup>。

Jongeneel, Bezlepkina and Farmer (eds.) (2008) は、全面的にコンプライアンスを導入することによってEU農業の競争力にどんな影響が出るかを実証的に測定しようと試みた。一般的にみて、一国の生産費用上昇は純輸出を減少させることになる。ただし、予測

---

われる。また、欧州委員会が違反農家に罰を与える場合には欧州司法裁判所に訴える必要があったが、CC導入後はその手続きが不要になった。

<sup>20</sup> COPA-COGECAのPESONEN氏だけが、CCは農家の負担を著しく増加させたと述べた。この点について、European Coordination Via CampesinaのChoplin氏は次のように述べた。すなわち、COPA-COGECAは化学会社と密接な関係にあり、CCが強化されれば農薬や化学肥料の利用に今まで以上の強い制約が課されるから、彼らはCCに反対していると指摘した。

<sup>21</sup> ドイツのこのような状況を評価するにあたり、松田(2010, p.64)に引用された元欧州委員会農業委員のFischler氏の発言が参考になるかもしれない。「EUは何も難しいことを言っていないのに、ドイツは勝手に面倒で手間のかかる仰々しいことをしている」。なお、筆者が現地調査で話を聞いたベルギーワロン地域の農家、Rigo氏は、CCに関する事務作業負担は受給補助金額を考えれば大きすぎるわけではないと述べた。彼曰く、「わかりやすく表現すれば、事務作業がなければ週五日働き、それがあれば週五日半働くことになる」。

される部門別生産費用の増加は限定的であるため（2%以上上昇することはあまりない）、輸出入への影響は小さい。養豚・養鶏部門はコンプライアンスのレベルを引き上げることからもっとも影響を受ける部門である。これらは、EUの中でもっとも集約的に動物を扱う部門であるため、窒素・硝酸指令からもっとも影響を受けるということは理解できる。しかし、とりわけ両部門はCCとほとんど関係がない。なぜならSPSを利用している加盟国であれば、一般的に言って両部門の農家は単一農家支払いを受け取っていないからである（補論も参照）。

中東欧諸国のCCを扱った文献として、やや古いがBezlepkin et al. (2008)を挙げる事ができる。この文献はポーランドにおけるCCをテーマとし、これが執筆された2008年段階では、スロベニアとマルタを除く2004年新規加盟8カ国において、CCとしてGAECだけが適用され、SMRは適用されなかった。しかし、2009年末までに、ポーランドを含むこの8カ国にもSMRが適用されることになっていた。この制度変更の実現可能性についてBezlepkin et al. (2008)は分析したわけだが、その結論は、2009年時点での完全適用は困難であり、時間をかけてゆっくりと適用していくべきである、というものだった。その理由の一つは、SMRに関するEU法がポーランド国内法に書き換えられても、それをポーランド農民が理解するまでに時間がかかるというものである。その背景にはポーランドの農地の90%以上が小規模家族経営農家に保有されているという事情がある。さらにSMR適用に時間が必要な理由として、農家が実際にSMRを遵守するためには投資が必要になることが挙げられる。自分の農場の現状を把握し、CCのために必要な投資に関する情報を集め、資金を工面し、投資を実施した後で、実務上問題なくSMRを遵守するという一連の過程が完了するまでには膨大な時間がかかるだろうと予測できる。

EUのCCと米国、カナダ、ニュージーランドのその比較は、Jongeneel, et al. (2007, ch.6)に示されている。EUと上記3カ国で同様のCCが実施されているわけではないが、SMRとGAECの対象分野に対してEU以外の3カ国がどのような規制を実施しているかを調べたところ、全般的に見て、これらの国の規制はEUのものほど厳しいものではないことがわかった。これらの国々では生産の集約度がEUよりも低いため、EUほど厳しい規制が求められないと考えられる。また、EU以外の3カ国の規制は、多くの場合、金銭的インセンティブの提供によって自発的参加を促す方式によって実施されており、義務と罰則に基づくEUの方式とは異なる。とりわけ米国では厳しい規制が採用されていない。その理由として考えられるのが、実効的な規制を維持するために監視と検査を厳密に実施しようとするれば莫大な費用がかかってしまうという事実である。

CCが政策目的を実現しているか、換言すれば、EUの農業はCCの導入によってよりいっそう持続可能な農業への変貌を促されているか<sup>22</sup>という問いに答える上で重要な情報は、

---

<sup>22</sup> SMRはCC導入以前から存在していた共同体立法に基づくとはいえ、農家の中にはその詳細を知らないものも存在した。CCが実施されたために、農家がSMRとGAECの存在と内容を詳しく知ることになり、さらに検査と罰則適用がいい加減なものではないことも知

どの程度の農家が CC の対象となる補助金を受給しているかを示す情報である<sup>23</sup>。補助金は要らないから CC も守らないという農家が多数存在すれば CC は実効性を伴わないことになる。そうした選択を行う農家はどの程度存在しているかと COPA-COGECA に問いかけたところ、メールで次のような回答をいただいた。「家族経営にせよ企業型経営にせよ、農業所得の 2/3 が補助金である以上、ノンコンプライアンスは事実上不可能である。農家の大半が直接支払いを必要としていることに加えて、EU 法、国内法に基づいてペナルティが課される可能性があるため、ノンコンプライアンスを選択する農家はまず存在しない」。これに対して、European Coordination Via Campesina の Choplin 氏の分析によれば、CC は、持続可能な農業を継続する上で必要ではあるが、多額の補助金を受給する大規模農家には守りやすく、小規模農家にとっては遵守が厳しい条件であるため、小規模農家の中には直接支払いを受給しないという選択を行う場合もある。したがって、環境負荷の小さい小規模農家を例外として、CC は農家を持続可能な農業へと導いていると言える。

#### 4 オランダにおけるクロスコンプライアンス

2011 年 12 月の現地調査でオランダ農業省を訪問した際に得た資料に基づいて、オランダの CC を説明する。なお、出典を示していない記述（図表を含む）はこの調査で得た資料によるものである。

##### 1) オランダ農業の概況

まずオランダ農業の 2010 年の状況を示しておく。なお、括弧内の数値は EU27 のものである。

- 農地面積：200 万 ha（1.6 億 ha）
- 平均農場規模：25ha（12ha）
- 平均直接支払い受給額：1ha あたり 475 ユーロ（265 ユーロ）
- 総雇用に占める農業雇用の割合：2.9%
- 農産物輸出額：664 億ユーロ
- 農産物輸入額：408 億ユーロ

2011 年の EU 予算を見ると、EAGF<sup>24</sup>に 430 億ユーロ、EAFRD に 100 億ユーロが割り

---

り、農家は CC 遵守の意識を高めている（Jongeneel, et al., 2007, p.112）。

<sup>23</sup> たとえば European Commission (2008)によれば、FADN (the European Farm Accountancy Data Network)の調査対象農家の 15%は EU からの補助金をいっさい受けていない。補助金を受給しない農家として考えられるのは、CC を守っていない農家に加えて、直接支払いの対象となっていない作物（果物、野菜、ワイン）を生産している農家、参照期間（2000～02 年）に営農していなかった農家である（Agra CEAS, 2011）。

<sup>24</sup> 2005 年、それ以前に CAP の基金として機能していた EAGGF (European Agricultural Guidance and Guarantee Fund: 欧州農業指導保証基金)は、第一の柱の基金である EAGF (European Agricultural Guarantee Fund: 欧州農業保証基金)と、第二の柱の基金であ

当てられているが、ここからオランダに配分される額は次の通りである。まず、市場支持関連補助金について、オランダは2億ユーロを受け取り、EU27の6%を占めている。大きな割合を占める理由は農産物輸出が多いからである。直接支払いは8.3億ユーロで、EU27の2%を占める。農村開発関連の補助金は1億ユーロで、EU27の0.5%でしかない。ただし、これには加盟国財源による共同資金負担（national co-financing）とトップアップ（national top-ups）が追加される。これら以外のオランダ独自の財源を用いた補助金はほぼ0である<sup>25</sup>。

## 2) オランダのクロスコンプライアンス

CCは、第一の柱に属する直接支払いと、第二の柱に属する農村開発関連補助金を対象とする。これらの補助金を受給するため、農家はSMRとGAECを遵守しなくてはならない。こうした概説を越えて、ここからはオランダにおけるCCの具体的実施内容に触れたい。

### (1) オランダにおけるクロスコンプライアンスに関わるアクター

ここではオランダのCCに関わるアクターを、国家レベル、地域レベル、専門取締機関に分けて紹介する（図1）。

#### ①国家レベル

国家レベルの機関は、農業省（Ministry of Economic Affairs, Agriculture and Innovation<sup>26</sup>）、CCA（Control Coordination Authority: 取締調整機関）、PA（Paying Agency: 支払機関）に分類できる。

農業省が果たす役割は、SMRの実施に責任を負い、GAECの内容を決定<sup>27</sup>し、それに関するレポートを欧州委員会に提出することである。また、CCAに含まれる組織の一つであるGIS（General Inspection Service: 総合検査サービス）とPAに仕事を割り当てることも農業省が担当している。

CCAは、地方自治体や専門取締機関など、CCに関わるすべての組織を傘下に収め、それらの調整を行うことが仕事である。また、現場検査官の育成と指導も担当している。CCAの支配下にある組織の一つがGISで、これがCC取り締まりの中心的役割を果たす。GISは、各農家のCC違反のリスクを算定し（詳細は後述）、その結果に基づいて、EUから義務づけられている1%サンプル農家の抽出とそれへの取り締まりを実施する。さらに取り

---

るEAFRD（European Agricultural Fund for Rural Development: 農村開発のための欧州農業基金）に分けられた。

<sup>25</sup> オランダ農業省で「オランダ独自の財源を用いてより多くの農業補助金を出したいがEUから禁じられている」とのコメントを聞いた。

<sup>26</sup> オランダの機関名の英語訳はすべてオランダ農業省によるものである。

<sup>27</sup> GAECの内容は加盟国が決定でき、異なる複数のGAECを国内の地域ごとに適用してもよいが、オランダでは、Limburg南部を対象地域とした浸食に関するGAECを除いて、単一のGAECが適用されている。



締まりの結果を中央データベースに集約して PA に伝えることも GIS の仕事である。

なお、CC の枠組みで EU が要求する 1%抽出農家を対象とした取り締まりは GIS が告知なしに実施するのに対して、オランダが独自に実施する取り締まり（オランダ農業省が **regular check** と呼ぶもの）は、事前告知の後、後述する水関連取締機関、警察、県によって実施される。

PA の仕事は次の通りである。CC に関する情報を農家に伝え、直接支払いや農村開発関連補助金を農家に支払う。取り締まりの結果に基づいて補助金削減を確定させ、それに関する情報を農家に知らせる。CC の減額を欧州委員会に伝える。永年草地に関するレポートを欧州委員会に提出する。

## ②地域レベル

地域レベルで CC に関与するアクターは、県 (**province**)、水関連取締機関 (**waterboard**)、市町村 (**municipality**) である。

オランダは 12 の県に分かれており、それぞれが鳥類と生息地に関する SMR を担当する。

オランダ各県に水関連取締機関が設置され、それは 27 存在している。その主たる役割は水の質と量を管理することで、CC の枠組みでは下水汚泥の SMR を担当している。

全国に 458 存在している市町村は地下水の SMR に関わる仕事を担っている。

県、水関連取締機関、市町村のすべてが取り締まりの結果を GIS に報告する。

## ③専門取締機関

オランダでは CC に関して特化された役割を担う専門取締機関が設置され、取り締まり結果を GIS に報告するという役割を担っている。そうした機関として、次のものが挙げられる。

- **Netherlands Controlling Authority for Milk and Milk Products** : 酪農部門における動物由来の食品に対する特定の衛生要件が満たされているかをチェックする。
- **Inspection Institute for Poultry, Eggs, and Eggs Products** : 養鶏部門における動物由来の食品に対する特定の衛生要件が満たされているかをチェックする。
- **Board for Horticulture** : 土壌浸食に関連する GAEC 基準をチェックする。

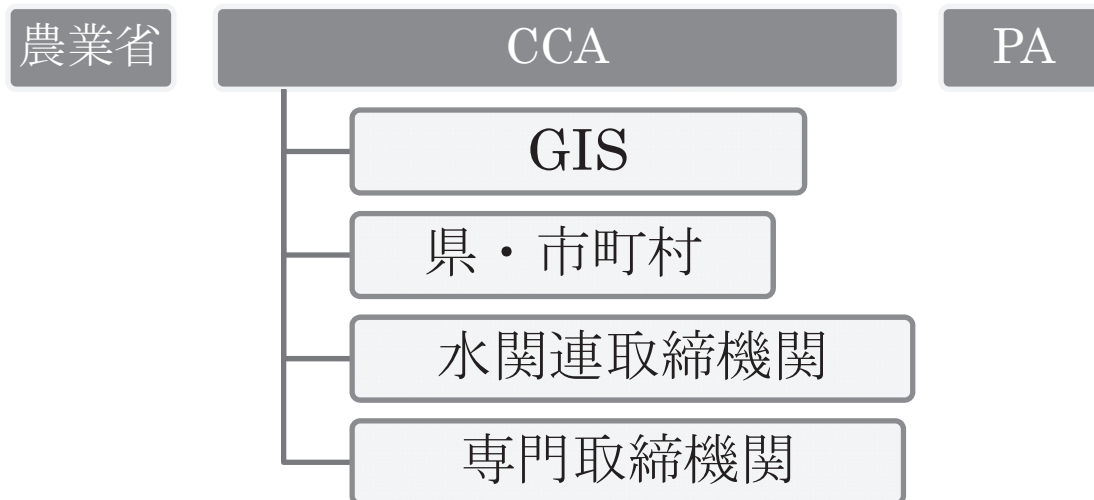


図1 CCに関連する諸機関の関係

## (2) 取り締まり対象農家の抽出

オランダにおける2010年の取り締まりの結果によると、農家1000軒あたりのノンコンプライアンスの数は、EUが要求する農家の1%を対象とした取り締まりでは175件、オランダ独自の取り締まり<sup>28</sup>では1111件のノンコンプライアンスが見つかった。動物の健康に関する取り締まりでは、多くの場合、一軒の農家が複数の違反を犯している。

さて、農家はいくつもの項目についてチェック（リスク評価）を受け、その結果が数値化される（表4を参照）。それに基づいて、取り締まり対象農家が選び出される。

表4 農家のリスク評価の方法

	分類	チェック項目					合計値
		項目1	項目2	・・・	項目33	項目34	
農家A	酪農	-1	1		0	3	10
農家B	養豚	0	-15		3	0	2
農家C	耕地のみ	0	0		3	1	19
農家D	養鶏	0	1		3	3	26

<sup>28</sup> オランダ独自の取り締まりには、EUからは要求されていない養鶏部門への取り締まりが含まれる。その理由は、集約的に生産が実施されることの多い養鶏部門は水質に影響を与える可能性が高いからである。オランダでは国土の傾斜が少ないためにいったん農地が何らかの物質で汚染されるとそれが地中に浸透しやすいこと、そして地下水が飲料水として広く利用されていることが、農業と水の関係に強い関心を寄せてオランダが農業政策を運営していること背景である。

表4の各チェック項目への評価として記入される数値は次の6種類である。

- -15点：取り締まりから除外する理由がある。
- -1点：リスクを引き下げる。
- 0点：リスクがない。
- 1点：リスクがある。
- 3点：リスクが高い。
- 100点：取り締まりの必要がある。

さらに、農家は何を生産しているかでグループ分けされている。取り締まり対象農家の選出は、このグループに基づくもの(77.5%)と、それとは関係なくランダムに選ばれるもの(22.5%)に分かれる。各グループの中で、チェックによって算出された値の合計が大きい農家を取り締まりの対象となる。どのグループから何軒の農家を選出するかは、次の表5に従う。

表5 農家のグループ分けと選出の可能性

農家(乳牛(cow)、羊、山羊などの反芻動物をまったくまたはほとんど飼育していない)		30%
家畜の集約的飼育		5%
酪農		10%
1000羽以上の産卵鶏の飼育		10%
100頭以上の養豚	牛(cattle)あり	20%
	牛(cattle)なし	10%
牛(cattle)と羊を飼育する集約的農家		7%
農地のGAECの対象農家	Limburg南部(土壌浸食)	1%
	森林法(forestry act)	2%
選出のためのデータがない農家		5%
合 計		100%

注：GAECについては添付資料表Cも参照。

### (3) 違反に伴う減額

すでに述べたとおり、CC に違反した農家は受給できる補助金額を減らされる<sup>29</sup>。補助金の削減率は、1%、3%、5%のいずれかと定められている。減額率算出の基準は、違反の深刻さ (severity)、範囲 (extent)、継続期間 (permanence) の三つで、取り締まりの結果は数値で表され、それによって削減率が表 6 に示した形で決定される<sup>30</sup>。

表 6 減額率算出の基準

a. 深刻さ：目的がどの程度害されたか。	
1 点	軽度
2 点	中程度
3 点	深刻
b. 範囲：ノンコンプライアンスが農場外にどの程度の影響を与えたか。	
0 点	農場外への影響がない。
1 点	農場外への影響がある。
c. 継続期間：ノンコンプライアンスの影響が継続する長さ。	
0 点	即座に修正される。または短期間。
1 点	長期間。または不可逆的。
合計点と減額率の関係	
合計 1 点	減額率 1%
合計 2～4 点	減額率 3%
合計 5 点	減額率 5%

### (4) 違反に伴う減額（繰り返しの違反、及び意図的な違反の場合）

表 6 に示した削減率は、違反が初めて行われ、しかもそれが過失による場合に適用される。ノンコンプライアンスの繰り返し、意図的なノンコンプライアンス、意図的なノンコンプライアンスの繰り返しが認められた場合は、上記減額幅を超えて減額される。

<sup>29</sup> CC が指令に基づくとき、それに基づいて制定された加盟国の国内法によって CC 違反かどうか判断される。国内法によって罰則（例えば罰金）が定められている場合、違反を犯した農家は EU による補助金減額に加えて、国内法を根拠とする罰を受けることになり、農家はこれを二重の処罰と呼んで、不満を表明している。その他に、違反に対して削減される補助金額が大きすぎる、CC に関するチェック項目が多すぎる、といった不満が農家から出ている。

<sup>30</sup> 補助金削減の根拠となる EU 法、オランダ国内法、取り締まりの内容、そして減額率の対応関係は、本文末に添付した添付資料（表 C）を参照されたい。

①ノンコンプライアンスの繰り返しについて

農家が過去のノンコンプライアンスの事実を知らされており、改善のための適切な行動を取らなかった場合、その農家はノンコンプライアンスを繰り返したとみなされる。なお、例えば下水汚泥に関する SMR を守らなかった農家が、後に動物の登録に関する SMR について違反を初めて犯した場合（つまり、過去の違反項目とは異なる項目で違反した場合）は、繰り返しとみなされない。

ノンコンプライアンスを繰り返した農家の減額率は、通常の三倍となる。例えば繰り返しがなければ減額率が 3%となるノンコンプライアンスを繰り返した農家には、9%（= 3%×3）の減額率が適用される。また、現場検査官が意図的なノンコンプライアンスと判断しなくても、繰り返しが四回に達すれば、PA は減額率を 20%と決定する。

②意図的なノンコンプライアンスについて

意図的なノンコンプライアンスには 20%の減額率が適用され、それが繰り返された場合、減額率が毎年 10%加算される。意図的なノンコンプライアンスとは、次の三つを満たす場合を指す。第一に、ノンコンプライアンスが、過失ではなく、周到な (deliberate) 行動によってなされる。第二に、対象となる政策が以前から知られている。第三に、意図的なノンコンプライアンスについての情報を農家が与えられている。

比較のために、ベルギーのワロン地域で利用されているノンコンプライアンスの削減率の表を示す（表 7-1 及び 2）。オランダでは、違反の深刻さ、範囲、継続期間を個別に数値化しているのに対して、ワロン地域ではそれらを総合的に判断、数値化している。また、オランダでは意図的なコンプライアンスに対しては必ず削減率が 20%以上となるのに対して（添付資料表 C を参照）、ワロン地域では軽度の違反ならば意図的な場合でも削減率が 15%になる場合がある（表 7-2 の三桁のコードが 210 の場合）。ここからわかることだが、どのような SMR 違反に対してどの程度の削減率を設定するかについて、加盟国は一定の裁量を持っている。

表 7-1 減額率算出のための三桁のコード（ベルギーワロン地域）

百の位：ノンコンプライアンスの有無と、その意図の有無	
0	ルールが遵守されている。
1	過失によるノンコンプライアンス。
2	意図的なノンコンプライアンス。
十の位：ノンコンプライアンスの程度（深刻さ、範囲、継続期間を考慮して決定される）	
0	容認できる。
1	軽度である。
2	中程度である。
3	深刻である。

一の位：連続する三年間における、繰り返しの有無	
0	繰り返しが無い。
1	初めての繰り返しである。
2	二度目の繰り返しである。
3	三度以上繰り返している。

表 7-2 三桁のコードと削減率の対応

三桁のコード		削減率 (%)
000		0
100		0
110		1
111		3
120		3
121		9
130		5
131		15
意図的	210	15
	211	45
	220	20
	221	60
	230	100
	231	100

#### (5) オランダにおけるノンコンプライアンス

オランダにおけるノンコンプライアンス（2008年と2009年）の内容を二つの表8、9にまとめた。なお、表8にある軽微な違反（minor infringement）とは、ノンコンプライアンスが発見されたとはいえ、それが人間と動物の健康に影響を与えず、即座に改善された場合に適用される分類で、現場検査官によって軽微な違反と認められると減額の対象とはならない。たとえば、個体識別のために家畜の耳に付けるタグが取れてしまうことは頻繁に発生するが、現場検査官の指摘後すぐにそれを付ければ軽微な違反とみなされ、直接支払い減額の対象にはならない。軽微な違反はヘルスチェック改革で導入された分類で、

これがなかったときには、現場検査官と農家の間で衝突が頻発したため、多くの加盟国がこれの設置を要求した。

表8 オランダのノンコンプライアンス

	2008年	2009年
補助金受給農家数	65994	64838
1%サンプル検査の対象農家数	717	695
1%サンプル検査におけるノンコンプライアンス（件数）	16	163
ノンコンプライアンスの総数（オランダ独自の取り締まりによるノンコンプライアンスを含む）	415	597
過失	256	439
繰り返し	15	7
複数の農地でのノンコンプライアンス	7	25
意図的なノンコンプライアンス	137	126
軽微な違反（件数）	---	1575
直接支払い減額の平均（ユーロ）	1506	1192

表9 ノンコンプライアンスが生じた分野と割合

	2008年	2009年
窒素・硝酸指令	31%	18%
動物の識別と登録（牛）	31%	27%
動物の福祉	19%	31%
植物保護	12%	13%
動物の識別と登録（羊）	5%	9%
その他	2%	2%

## 5 おわりに

クロスコンプライアンスの実態に関して、三点を指摘して、本稿のまとめとする。

第一に、CCの遵守にかかる手間が農家にとって煩わしいものだとしても、CCの導入と義務化によって農家の手間はたいして増えていない。CC、とりわけSMRは既存の法律で

構成されているから、法律を守ってきた農家にとって、その導入を境に煩雑さが大幅に増えることはなかった。ただし、その導入後、違反を繰り返すまたは意図的に行う農家には、厳しいペナルティが適用される。

第二に、オランダでは、EU が要求する 1% サンプル農家の抽出とそれへの取り締まりに加えて、オランダ独自の取り締まりを実施している。つまり、検査対象とする農家も分野も EU の要求を超える範囲で指定されている。したがって、EU の CC に組み込まれた遵守要件と基準は最大限厳しい水準に設定されているというわけではない。

第三に、SMR について、EU の規則と指令に基づいて遵守要件が作成されるから、加盟国間でそれに関する大幅な差が生まれることはない。ただし、SMR を適用する現場では加盟国の人的資源が活用され、その能力が SMR の実効性を左右する。例えばオランダでは CCA が、CC に必要なデータベースの整備や現場検査官の指導を実施して SMR の適用の基盤を固めている。

## 補論：

### なぜ養豚・養鶏部門がクロスコンプライアンスから切り離されているのか

養豚・養鶏部門は、大量の畜糞を生み出すため、SMR に含まれる窒素・硝酸指令と無関係ではありえない。にもかかわらず、EU において両部門は CC の対象とはなっていない。この点について、Agra CEAS (2012) に沿って論じていく。

#### 1) 養豚・養鶏部門の特徴

数ある動物関連部門の中で養豚・養鶏部門を他と区別する最大の根拠は、豚と鶏が反芻動物とは異なり牧草や干し草を必要としないという事実である。この事実は次の二点で養豚・養鶏部門に影響を与えてきた。

第一に、豚と鶏を飼育するために利用される飼料は反芻動物が食べるものとは異なる。雑食である豚と鶏は繊維質の多い飼料を必要とせず、飼料の 70~75% は穀物で、残りは野菜で構成される。欧州で飼育される豚と鶏の飼料は、小麦、大麦、トウモロコシ、菜種、豆であるが、欧州ではタンパク質を多く含んだ油糧種子があまり取れないため、主に米国から輸入した大豆がそれらに加えられている。

第二に、干し草と牧草が不要なため、養豚・養鶏部門はあまり土地を必要としない。もちろん畜糞の廃棄場所や飼料穀物の生産農地は必要だが、それらは広さにせよ質にせよ反芻動物を飼育するときに必要な水準に達しない。それゆえ両部門の生産費用の多くは飼料に由来する。

これら二つの特徴を反映して、養豚・養鶏部門では、狭い屋内で配合飼料に依存して動物を育てることが支配的な生産方法となった。この生産方法を採用している限り、養豚・



養鶏部門は他の部門ほど CAP の保護（例えば、高水準での域内価格の維持）を必要とせず、市場指向的でありつづけることができた。

両部門はどのような地域で発展してきたのだろうか。それを左右する第一の要因は、作物を生産した場合の生産性である。つまり、両部門は作物を育てる上で条件が悪く、小規模生産が実施されていた地域で発展した。こうした地域で養豚・養鶏が実施された場合、農地面積あたりの生産量を高めるために狭い土地に大量の畜糞が捨てられた。第二の、そしてより重要な要因は、1962 年の GATT ディロン・ラウンドである。この貿易交渉の結果、EU は油糧種子をゼロまたはそれに近い関税率で輸入することになったため、EU 産の穀物等を飼料として利用するよりも、タンパク質に富む油糧種子を輸入して飼料とする方が、養豚・養鶏部門の価格競争力強化に役だった。それゆえ、インフラの整った港から離れていない場所で両部門が栄えていった。こうした地域（例えば、注 32 で指摘される地域）に居を構えた養豚・養鶏部門は規模の経済と集積のメリットを活用して競争力をいっそう高めていった。

## 2) 養豚・養鶏部門における保護政策

CMOs (Common Market Organizations: 共通市場組織) は EU における農産物の生産と販売を統制する。CAP で最初の CMO が誕生したのは 1962 年のことだった。CMO は品目ごとに対象を拡大し、主要農産物は CMO にカバーされていた<sup>31</sup> (アルコールとジャガイモは例外)。豚肉、鶏肉、鶏卵の CMO は 1975 年に誕生した。CMO はローマ条約第 39 条に記された CAP の五つの目的（すなわち、①農業生産性の向上、②農家に公正な生活水準を確実に提供すること、③市場の安定化、④確実な安定供給、⑤合理的な消費者価格の確保）を実現するために機能する。

これらの目的を実現するため、CMO は次の四通りの手段を用いる。

- a. 市場措置：域内共通価格の維持、供給と在庫の管理、生産支持。
- b. 国境保護：関税、セーフガード、輸出払い戻しに関わる業務の運営。
- c. 例外的な市場支持：BSE などにより、市場が危機的状況に陥った場合の市場支持。
- d. マーケティングの基準設定：EU 農産物の品質改善を通じた農業所得の向上。

養豚・養鶏部門について言えば、安価な輸入飼料の利用により他の部門ほどの高コスト体質ではなかったため、両部門は市場措置の適用から外れた。もしもそれが適用されていれば膨大な過剰生産と在庫が生み出されたと思われる。市場措置以外の三つの手段は養豚・養鶏部門にも適用された。両部門は、安価な輸入飼料を利用できたとはいえ、世界価格と比較して安価ではない EU 産穀物も飼料として用いていたため、両部門の生産物の EU 域内価格は世界価格を上回り、それゆえ国境保護等の措置は必要とされた。表 10 からわかるように、養豚・養鶏部門の CMO が採用した手段だけでは、CAP の五番目の目的（合理

---

<sup>31</sup> 2007 年、ヘルスチェック改革の一環として CAP の簡素化が実施され、その一つが 21 の CMO を単一の CMO に統合することだった。

的な消費者価格の確保) の実現は不可能だった。その実現は安価な輸入穀物飼料に依存していた。

表 10 養豚・養鶏部門の CMO の目的と保護手段

保護手段	関税	輸出払い戻し	マーケティングの基準設定	民間在庫 (養豚部門のみ)	例外的市場支持 (養豚部門のみ)
保護手段の役割	共同体優先原則の維持	域内市場への供給の減少 EU 農家の世界市場での競争力向上	市場向け生産物の品質向上	域内市場への供給の一時的減少	農家への補償
期待される一次的効果	EU 産生産物への需要増加	EU 産生産物への需要増加	EU 産生産物への需要増加	価格変動の減少	農家の損失の補償
期待される二次的効果	域内市場価格の維持と安定化 農家所得の安定化と増大	域内市場価格の維持と安定化 農家所得の安定化と増大	農家所得の増大	域内市場価格の維持と安定化	農家所得の安定化
ローマ条約第 39 条のどの目的が実現されるか	目的 2 目的 3	目的 1 目的 2 目的 3	目的 2	目的 3 目的 4	目的 2 目的 4

出典 : Agra CEAS (2012), pp.7-8.

マクシャリー改革以前、EU の穀物部門は保護され、穀物価格は高い水準に設定されていた。これは、穀物を飼料として利用する養豚・養鶏部門にも影響を与え、両部門は競争力維持のために規模の経済の追求、合併統合、特定地域への集中を進めていった<sup>32</sup>。このような意味で養豚・養鶏部門は穀物部門と密接に関わっていた。

<sup>32</sup> 近年、EU の豚肉生産量は中国に次いで世界第二位である。大まかに言って、21 世紀に入ってから、世界の豚肉の半分近くは中国産で、1/4 は EU 産である。EU における豚肉の大量生産の背景として、1970 年代における欧州養豚部門の集中の進行が挙げられる。EU15 を 100 の地域に分け、豚肉生産上位 17 地域における生産量を合計すると、EU15 総生産量の約 2/3 に達する。とりわけ集中が進んでいるのがオランダ、デンマーク、ドイツ北部、ベルギー北部、そしてスペイン北東部である。

### 3) マクシャリー改革以後の養豚・養鶏部門とクロスコンプライアンス

直接支払いはマクシャリー改革以降本格的に導入され始めたわけだが、養豚・養鶏部門にそれが導入されなかった理由として、次の二つを挙げることができる。

第一に、両部門には市場措置が適用されていなかったわけだから、もしも両部門に直接支払いを導入したとすれば、それは支持価格引き下げの補償ではなく、新たな追加的支援とみなされ、これは GATT ウルグアイ・ラウンド<sup>33</sup>合意との間に不整合を生み出してしまふ、という理由である。

第二に、マクシャリー改革時の直接支払いはカップル型だったため、それを両部門に適用することは不可能と考えられていたという理由である。既に述べたとおり、養豚・養鶏部門は屋内飼育を活用することにより農地なしでも営農可能であるため、農地一定面積あたりの直接支払いを設定することができない。対照的に、牛、羊、山羊の飼育には牧草が不可欠で、それらに関連した営農は農地との結びつきが強いため、カップル型直接支払いを適用された。

直接支払いを適用されなかったとはいえ、養豚・養鶏部門は次のようなロジックにより、マクシャリー改革から利益を得た。ウルグアイ・ラウンド合意の結果、輸入飼料価格は低下を続ける一方、マクシャリー改革の支持価格引き下げにより、EU 産穀物は飼料としての魅力を高め、その価格は輸入飼料価格に近づいていった。つまり、穀物部門の支持価格引き下げは結果的に養豚・養鶏部門の生産物価格を引き下げ、その競争力を高めることになった。

WTO の圧力もあり、MTR 改革を通じて 2005 年から直接支払いはデカップルされた。デカップル直接支払いを受給する条件の一つは、2000～02 年に直接支払いを受給していることである。もちろん養豚・養鶏部門はこれを満たさない。したがって両部門はデカップルされた直接支払いの対象ではない。

養豚・養鶏部門に直接支払いが支払われないということは、金銭的インセンティブを通じて養豚・養鶏農家を持続可能で環境に優しい農業に導くための政策手段(すなわち、CC)が機能しないということの意味する。実際、両部門の農家は、CC の対象となる営農を同時に行っていない限り、その対象にならない。この事実が意味することは、両部門の農家は CC 関連の規則や指令を守らなくてよいわけではなく、金銭的インセンティブがないにもかかわらずそれらを遵守しなくてはならないということである。両部門が、比較的狭い土地で大量の畜糞を発生させていることを考えれば、当然のことであろう。

---

<sup>33</sup> ウルグアイ・ラウンドの交渉過程でマクシャリー改革が実現した。この点については、拙稿(2006)を参照。

参考文献

- ① Agra CEAS (2011) *Implementation of the Single Farm Payment Scheme in the EU-27*, Report for JAICAF.
- ② Agra CEAS(2012) *Functioning and Development of Common Market Organisations for Pig and Poultry in the EU*, Report for JAICAF.
- ③ Bezlepkina, I., Jongeneel, R. and Z. Karaczu (2008) "New Member States and Cross Compliance: The Case of Poland"  
(<http://ageconsearch.umn.edu/bitstream/44852/2/Jongeneel.pdf>).
- ④ European Commission (2007) *Report from the Commission to the Council on the application of the system of cross-compliance (under Article 8 of Council Regulation (EC) No 1782/2003 establishing common rules for direct support schemes under the common agricultural policy and establishing certain support schemes for farmers)*, COM(2007) 147 final  
([http://ec.europa.eu/agriculture/simplification/crosscom/com147\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/agriculture/simplification/crosscom/com147_en.pdf)).
- ⑤ European Commission (2008) *Direct Payments Distribution in the EU-25 after Implementation of the 2003 CAP Reform Based on FADN Data*, Brussels, 07.11.2008, SHD(2008),  
([http://ec.europa.eu/agriculture/analysis/fadn/reports/hc0304\\_distribution\\_eu25.pdf](http://ec.europa.eu/agriculture/analysis/fadn/reports/hc0304_distribution_eu25.pdf)).
- ⑥ European Commission (2011) *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing rules for direct payments to farmers under support schemes within the framework of the common agricultural policy* (Brussels, 19.10.2011 COM(2011) 625 final/2).
- ⑦ Jongeneel, R., Bezlepkina, I. and M. Farmer (eds.) (2008) *Cross-Compliance: Final Report*, Project no. SSPE-CT-2005-006489, LEI, The Hague.
- ⑧ Jongeneel, R. and H. Brand (2010) "Direct Income Support and Cross-compliance", Oskam, A., Meester, G. and H. Silvis (eds.), *EU Policy for Agriculture, Food and Rural Areas*, Wageningen Academic Publishers, ch.9.
- ⑨ Jongeneel, R., Brouwer, F., Farmer, M., Müssner, R., de Roest, K., Poux, X., Fox, G., Meister, A., Karaczun, Z., Winsten, J. and C. Ortéga (2007) *Compliance with Mandatory Standards in Agriculture (A Comparative Approach of the EU vis-à-vis the United States, Canada and New Zealand)*, LEI, The Hague.
- ⑩ 福士正博 (1994) 「イギリス—その農業と共通農業政策改革」、是永東彦、津谷好人、福士正博『ECの農政改革に学ぶ』、農文協、第二部、第一章。
- ⑪ 松田裕子 (2010) 「ヘルスチェック後のEU農村振興政策A.制度的枠組みと運用実態 (2007-2013)」、農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書 (平成21年度)』  
([http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_syokuryo/h21/pdf/h21\\_euro4](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h21/pdf/h21_euro4)).

pdf)。

⑫ 豊嘉哲 (2006) 『EU共通農業政策と結束—ウルグアイ・ラウンド以降の共通農業政策—』、山口経済研究叢書第31集、山口大学経済学会。

表 A : 2011 年 10 月の欧州委員会提案に示された SMR と GAEC

分野	主要項目	要件と基準			
		SMR1	GAEC1	GAEC2	
環境、気候変動、農地の良好な条件	水	農業由来の窒素による汚染からの水の保護 Directive 91/676/EEC 旧 SMR4	水路沿いに緩衝地帯を設けること。	灌漑用水の利用に承認が必要な場合、その承認手続きを守ること。	
		地下水の汚染からの保護（地下水への直接排水の禁止、および、地表への排水が間接的に地下水を汚染することを防ぐ手段と有害物質の地表からの浸透を防ぐ手段の採用）。			
		最低限の覆土。			
	土壌と炭素貯蔵	浸食を限定するための、その農地の条件に対応した最低限の農地管理。			
		土壌有機物の維持（耕種作物の刈り株の焼却禁止を含む）。			
		湿地帯と炭素に富む土壌の保護。 （これは旧 GAEC には存在しなかった。）			
		野鳥の保護			
生物多様性	SMR2	Directive 2009/147/EC 旧 SMR1（根拠となる指令が変更されている。）		Art.3 (1 and 2(b)), Art.4 (1, 2 and 4),	
	SMR3	野生の動植物と生息地の保護 Directive 92/43/EEC 旧 SMR5		Art. 6 (1 and 2)	
	GAEC8	特徴的な景観の保持（特徴的な景観には、生垣、池、水路、木（列状、一団、孤立）、農地の端のマージン、そして段丘を含む）。また、鳥類の繁殖期に生垣や樹木を切ることの禁止、			

			外来種や害虫の侵入を防ぐ手段の採用。		
			食料安全性 Regulation 178/2002 旧 SMR11	SMR4	Art. 14, 15, 17(1), 18, 19 and 20
	食料安全性		畜産における使用禁止物質 Directive 96/22/EC 旧 SMR10	SMR5	Art. 3(a, b, d and e), 4, 5 and 7
			豚の識別と登録 Directive 2008/71/EC 旧 SMR6	SMR6	Art. 3, 4 and 5
	公衆衛生、動植物の健康	動物の識別と登録	牛属の識別と登録 Regulation 1760/2000 旧 SMR7	SMR7	Art.4 and 7
			羊と山羊の識別と登録 Regulation 21/2004 旧 SMR8	SMR8	Art.3, 4 and 5
		動物の疾病	TSE (伝達性海綿状脳症、いわゆるプリオン病) Regulation 999/2001 旧 SMR12	SMR9	Art. 7, 11, 12, 13 and 15
		作物保護製品	作物保護製品 Regulation 1107/2009 旧 SMR9 に由来する新たな SMR	SMR10	Art. 55 (第1、2文)

動物の福祉	動物の福祉	SMR11	子牛の保護 Directive 2008/119/EC 旧 SMR16	Art. 3 and 4
		SMR12	豚の保護 Directive 2008/120/EC 旧 SMR17	Art. 3 and 4
		SMR13	農業目的で飼育される動物の保護 Directive 98/58/EC 旧 SMR18	Art. 4

出典：European Commission (2011), Annex II.

注：旧 SMR として記した数字はヘルスチェック改革時の SMR の番号（表 1 を参照）である。



表 B：フラマン地域とワロン地域の GAEC の比較

項目	フラマン地域 (2010～11年)	ワロン地域 (2010年)
<p>土壌浸食 (適切な手段 を用いた土壌 の保護)</p>	<p>最低限の覆土。</p>	<p>耕地面積の 50%以上が、または傾斜度 10%以上の耕地 50メートル以上が、土壌浸食のリスクにさらされている場 合、収穫後 1月 1日まで覆土の措置を執らなくてはなら ない。</p>
<p>その農地の条件に対応 した最低限の農地管理。</p>	<p>土壌浸食のリスクが高い地域では、上記規定 (最低限の覆 土) に加えて、次の措置も執られなくてはならない。 ①冬作穀物、春作穀物、そして亜麻を育てる場合、同一標 高が 100メートル以上続く農地では、作物は等高線に沿っ て植えられなくてはならない。 ②土壌浸食の影響を受けやすい作物を育てる場合、次の四 つのうち、どれか一つを守らなくてはならない。 A. 耕地を掘り返さない。 B. 作物を植える前に土壌整備以外の目的で耕さない。 C. 耕地の最も低い部分に、緩衝地またはバリアを設ける。</p>	<p>土壌浸食のリスクにさらされている耕地において、播種 前に耕地を掘り返すことを必要とする植物を栽培するこ との禁止。ただし、斜面の下側に位置する場所に、また は当該耕地の周囲に牧草帯を配置する場合は除く。</p>

		D. 作物を植える前に土壌整備と播種の準備以外の目的で耕さない。	
土壌有機物 (適切な農業活動を通じた土壌有機物の維持)	段丘の保持 (選択)。 耕種作物の刈り株の管理。	なし。 収穫後に刈り株を燃やすことの禁止。 農家は、土壌有機物という観点から農地 (牧草地を除く) を良好な状態に保たなくてはならないため、農地の炭素含有量を測定する。その数値が小さすぎる場合には、有機肥料を農地に散布したり、土壌に糞などを入れ込んだりしなくてはならない。 おびただしい水で覆われた耕地に肥料を散布することの禁止。この種の耕地での肥料散布は機械で行われるため、この禁止事項により、機械利用による土壌の悪化を防止できる。	なし。 藁、刈り株、そしてその他の収穫後の残存物を燃やすことの禁止。 なし。 なし。
土壌構造 (適切な手段を用いた土壌構造の維持)	適切な機械の利用 (選択)。		なし。

<p>最低限度の維持 (最低限度の維持水準の確保、および生息地の劣化の回避)</p>	<p>特徴的な景観の保持(特徴的な景観には、生垣、池、水路、木(列状、一団、孤立)、農地の端の何も植えられていない部分を含む)。</p>	<p>対象地域の状況に応じて、農家は、植生の変更の禁止に関するルールを守ること、もしくは自然区域の開発許可を獲得することのどちらかを義務づけられる。いずれの場合でも、景観の変更に課される条件を満たさなくてはならない。</p> <p>すべての農地において、次の二つが満たされなくてはならない。</p> <p>①農業目的で使用されていない農地において、望ましくない植物の生長と繁殖を防ぐための適切な管理がなされていない場合、覆土は剥ぎ取られなくてはならない。</p> <p>②農場の外部にある牧草地では望ましくない植物の生長と繁殖を止めるための措置が執られなくてはならない。しかし、保全対象となっている牧草地や歴史的な牧草地では、そうした措置は一定の時期にのみ許される。</p> <p>また、1.5メートルを超える高さの樹木を植えるまたは育てることは禁じられる。</p>	<p>次の事項の禁止。</p> <p>①都市計画の認可がある場合と、権限を持つ部局が承認した場合を除き、地形上の特徴とその他の景観に関わる要因を破壊すること。景観に関わる要因とは、例えば、田園地帯、丘陵地帯、水路、その土地固有の生垣や樹木(一団、孤立)、傑出していると分類される有名な生垣や樹木、池や沼を指す。</p> <p>②権限部局の認可がある場合を除き、土壌の起伏を目で見てわかるほどに変えてしまうこと。</p> <p>特別な状態にあると指定された場所を除き、永年草地以外の農業用地において木本は8月1日から9月30日の間に刈り取られなくてはならない。</p>
--	--	---	---

	<p>永年草地の保護。</p>	<p>対象地域の状況に応じて、農家は、植生の変更の禁止に関するルールを守ること、もしくは自然区域の開発許可を獲得することのどちらかを義務づけられる。いずれの場合でも、植生の変更課される条件を満たさなくてはならない。農場の外部にある牧草地では望ましくない植物の生長と繁殖を止めるための措置が執られなくてはならない。しかし、保全対象となっている牧草地や歴史的な牧草地では、そうした措置は一定の時期にのみ許される。</p> <p>1.5メートルを超える高さの樹木を植えるまたは育てることは禁じられる。</p>	<p>永年草地では、次のどちらかが実施されなくてはならない。</p> <p>①牧草は、少なくとも一年に一度、動物に食べられなくてはならない、または刈り取られなくてはならない。</p> <p>②牧草地表面を破壊して牧草を取り除き除いた上で地表を保護するという作業が、一年に一度8月1日から9月30日の間に実施されなくてはならない。</p>
<p>家畜の飼育密度をできる限り低くすること、かつ・または、それに関する適切な体制を整えること（選択）。</p>	<p>農業と矛盾する目的のために農地を用いることはできない。</p>	<p>なし。</p>	<p>なし。</p>
<p>生息地の設定、かつ・または、保持（選択）。</p>	<p>対象地域の状況に応じて、農家は、植生の変更の禁止に関するルールを守ること、もしくは自然区域の開発許可を獲得することのどちらかを義務づけられる。いずれの場合でも、特別保護地域の中とその周辺で適用される、植生の変更課される条件を満たさなくてはならない。</p>	<p>なし。</p>	<p>なし。</p>
<p>オリーブ林の掘り返しの禁止（選択）。</p>	<p>なし。</p>	<p>なし。</p>	<p>なし。</p>

水の保護と管理 (水の汚染と流出の防止、および水利用の管理)	良好な状態にあるオリブ林とブドウ畑の維持 (選択)。	なし。	なし。
	水路沿いに緩衝地 (buffer strips) を設けること。	次の場所で、土壌の表面または内部に肥料を散布することの禁止。 ①河川・水路の縁から 5 メートルも離れていない場所。 ②河川・水路沿いの土地が傾斜している場合、その縁から 10 メートルも離れていない場所。	内容検討中。 6 メートルの緩衝地が 2012 年から設定される予定。
	灌漑用水の利用に承認が必要な場合、その承認手続きを守ること。	不明。	灌漑を目的として、河川の水または地下水を利用する農家、もしくはその目的のために水を再利用する農家は、法令に規定されている場合、権限当局の承認を得て、その承認の条件を尊重しなくてはならない。

出典：ベルギーフラマン地域およびワロン地域の農業省から現地調査時に得た資料。

注：選択という記述は選択可能な GAEC を指す。それ以外は義務的な GAEC である。

現地調査時にワロン地域の農家 Rigo 氏は、「永年草地の GAEC を遵守するために、育てる際に手間のかからない品種の牛を飼育している」と述べていた。

表C：オランダのクロスコンプライアンス（2010年以降）

対象・目的	根拠となるEU法 (SMRの番号)	オランダ国内法		補助金減額率の算出				当初の 減額率
		名称	内容	深刻さ	範囲	継続 期間	意図	
対象分野：環境								
1. 野鳥の 保護	Directive 79/409/EEC SMR1	Natural Conservation Act 1998	この指令の対象地域を指定する。その範囲内では無許可でもしくは事前に許可された条件を満たさずに活動できない。	3	1	0	なし	3%
		Flora and Fauna Act	その土地固有の保護対象鳥類を殺すこと、怪我を負わせること、捕獲すること、もしくははそうした目的のために探すことの禁止。 その土地固有の保護対象鳥類を故意に混乱に陥れることの禁止。 保護対象鳥類の巣を混乱に陥れる、もしくは破壊することの禁止。	3	1	1	その土地固有の保護対象鳥類の捕獲について、 20%	5%
2. 地下水 の汚染か らの保護	Directive 80/68/EEC SMR2	Decree on Discharges	鳥または卵を野生地に持ち込むことの禁止。 生活排水や冷却水を許可なく土地に散布することの禁止。	3	1	1	なし	5%
				3	1	1	なし	5%

			3	0	1	なし	3%	
3. 下水汚泥の農業利用からの土壌の保護	Directive 86/278/EEC SMR3	Decree on the Use of Fertilisers	サンプル調査に基づく下水汚泥の評価（基準の遵守）。		1	なし	3%	
			下水スラリー（懸濁液）の許容量以上の利用の禁止。なお、耕地か牧草地かによって許容量が異なる。	2	0	1	なし	3%
			固形下水汚泥の許容量以上の利用は禁じられる。また、それを利用する農地の利用方法の変更も一定期間禁じられる。	2	0	1	なし	3%
			農地以外での下水汚泥の利用の禁止。	3	0	1	なし	3%
			凍ったもしくは雪の積もった土地での下水汚泥の利用の禁止。	3	1	1	なし	5%
			動物または人間に害を与える形での下水汚泥の利用の禁止。	3	1	1	なし	5%
			表面に水がたまった土地における下水汚泥の利用の禁止。	2	1	1	なし	3%
			灌漑された土地における下水汚泥の利用の禁止。	2	1	1	なし	3%
			9月1日から2月1日まで、下水汚泥の利用の禁止。	3	1	1	20%	5%
			下水汚泥を利用する際、悪臭が少なくなるようになくなくてはならない。	2	1	1	20%	3%
			畜糞や下水汚泥を農地に均等に広げなくてはならない。	2	0	1	なし	3%
			30cm以上の深さのガリ一浸食が見られる傾斜地（傾斜度7%以上）における下水汚泥の利用の禁止。	2	1	1	なし	3%
			傾斜度7%以上の作付けされていない農地における下水汚泥の利用の禁止。	2	1	1	なし	3%
傾斜度18%以上の耕地もしくは生産に利用されていない土地における下水汚泥の利用の禁止。	2	1	1	なし	3%			

4. 農業由来の窒素による汚染からの水の保護	Directive 91/676/EEC SMR4	Decree on the Use of Fertilisers	3	1	1	1	なし	5%
畜糞の利用禁止（自然管理計画で認められた場合を除く）。			3	1	1	なし	なし	5%
凍ったもしくは雪の積もった土地での畜糞または窒素肥料の利用の禁止。			3	1	1	なし	なし	5%
表面に水がある土地における畜糞または窒素肥料の利用の禁止。			3	1	1	なし	なし	5%
灌漑された土地における畜糞または窒素肥料の利用の禁止。			3	1	1	なし	なし	5%
9月1日から2月1日まで、畜糞の利用の禁止。			3	1	1	20%	20%	5%
9月16日から1月31日まで、窒素肥料の利用の禁止。			3	1	1	なし	なし	5%
牧草地の表面の破壊の禁止。			3	1	1	20%	20%	5%
畜糞を利用する際、悪臭が少なくなるようにしなくてはならない。			3	1	1	20%	20%	5%
畜糞や窒素肥料を農地に均等に広げなくてはならない。			3	1	1	なし	なし	5%
30cm以上の深さのガリー浸食が見られる傾斜地（傾斜度7%以上）における畜糞や窒素肥料の利用の禁止。			3	1	1	なし	なし	5%
傾斜度7%以上の作付けされていない農地における畜糞の利用の禁止。			3	1	1	なし	なし	5%
傾斜度7%以上の作付けされていない農地における窒素肥料の利用の禁止。			3	1	1	なし	なし	5%
傾斜度18%以上の耕地もしくは生産に利用されていない土地における畜糞や窒素肥料の利用の禁止。			3	1	1	なし	なし	5%
トウモロコシを栽培した直後、その土地に省令で定められ			3	1	1	なし	なし	5%



		た作物を植えなくてはならない。								
	Decree on Discharges	畜糞禁止区域における肥料の利用の禁止。この項目は GAEC にも関わる。	3	1	1	1	なし			5%
	Act on Manures and Fertilisers	窒素基準を遵守せずに畜糞と肥料を利用することの禁止。	3	1	1	1	なし			5%
	Implementary Decree to the Act on Manures and Fertilisers	9月から2月に発生する畜糞を保管するために十分な土地を農場内に確保しなくてはならない。	1	0	0	0	なし			1%
	Natural Conservation Act 1998	この指令の対象地域を指定する。その範囲内では無許可でもしくは事前に許可された条件を満たさずに活動することとはできない。	3	1	0	0	なし			3%
5. 野生の動植物と生息地の保護	Directive 92/43/EEC	その土地固有の保護対象植物を摘むこと、破壊すること、所有すること、売却することなどの禁止。	3	1	1	1	なし			5%
	SMR5	その土地固有の保護対象動物を殺すこと、混乱させること、所有すること、売却することなどの禁止。	3	1	1	1	なし			5%
	Flora and Fauna Act	その土地固有の保護対象動物を故意に混乱に陥れることの禁止。	2	1	0	0	20%			3%

					3	1	1	なし	5%
				その土地固有の保護対象動物の休息地や巣穴を混乱させることや破壊することの禁止。	3	1	1	なし	5%
				その土地固有の保護対象動物の卵を収集、所有することの禁止。	3	1	1	なし	5%
対象分野：健康（人間、動物、植物）									
6. 豚の識別と登録	Directive 2008/71/EC SMR6	Animal Health and Welfare Act, Animal Identification and Registration Scheme	Animal Identification and Registration Scheme	豚飼育者の正確な登録と、変更の適時の報告。	3	1	0	なし	3%
				認可された豚用識別マークの、認可された方法での利用。	3	1	0	なし	3%
				所定の期間、識別マークが動物に装着されていること。	3	0	0	なし	3%
				特別な条件が満たされない限り、豚に印を付けることの禁止。	2	0	0	なし	3%
				遵守条件を満たし必要なデータを用いて農場登録を行うこと。	3	0	0	なし	3%

7. 牛属の識別と登録	Regulation 1760/2000/EC SMR7	Animal Identification and Registration Scheme	牛飼育者の正確な登録と、変更の適時の報告。	3	1	0	なし	3%
		Animal Identification and Registration Scheme and Regulation 1760/2000/EC	認可された識別マークを、規定された期間、認可された方法で利用すること。	3	1	0	なし	3%
		Animal Health and Welfare Act, Animal Identification and Registration Scheme	特別な条件が満たされない限り、牛に印を付けることの禁止。	2	0	0	なし	3%

		Animal Identification and Registration Scheme and Regulation 1760/2000/EC	遵守条件を満たし必要なデータを用いて農場登録を行うこと。	3	0	0	なし	3%
		Regulation 1760/2000/EC	動物の識別・登録のスキームに参加するための、家畜飼育状況の変化（移動、誕生、死亡に伴うあらゆる変化）の届け出。	3	1	0	なし	3%
8. 羊と山羊の識別と登録	Regulation 21/2004/EC	Animal Identification and Registration Scheme	羊と山羊の飼育者の正確な登録と、変更の適時の報告。 認可された識別マークを、規定された期間、認可された方法で利用すること。	3	1	0	なし	3%
		Regulation 21/2004/EC	所定の期間、識別マークが動物に装着されていること。	3	0	0	なし	3%
		Animal Health and Welfare Act, Animal Identification	特別な条件が満たされない限り、動物に印を付けることの禁止。	2	0	0	なし	3%

	<b>n and Registration Scheme</b>									
	<b>Animal Identification and Registration Scheme</b>									
		動物の識別・登録のスキームに参加するための、家畜飼育状況の変化（移動、誕生、死亡に伴うあらゆる変化）の届け出。	3	0	0	0	なし	3%		
	<b>Plant Protection Products and Biocides Act</b>									
		承認されていない作物保護製品（例えば農薬）の利用、所持、長期的保管の禁止。	3	1	1	1	承認されていない作物保護製品を利用した場合、20%	5%		
		認可された作物保護製品利用を対象とした指導致に違反する行動の禁止。	3	1	1	1	なし	5%		
		作物保護の計画が機能し、作物保護の良好な実施と統合的作物保護のためのルールが適用されなくてはならない。	2	0	0	0	なし	3%		
	<b>Feed Framework Act</b>									
		安全でない飼料、添加物、事前に混入される食材の、生産、加工、包装、ラベル貼付、所持もしくは保管、輸送もしくは売買を行うことの禁止。そして、どの生産段階においてもすべての飼料のトレーサビリティを確保し、安全でない	3	1	0	0	なし	3%		
	<b>Regulation 178/2002/EC SMR11</b>									
9. 作物の保護	Directive 91/414/EEC SMR9									
10. 食料の安全性	Regulation 178/2002/EC SMR11									

	飼料を発見できなくてはならない。								
	特殊な目的の飼料の所持、保管そして売買の禁止（共同体の規則で定められた場合は除く）。	3	1	0	なし				3%
Feed Regulation	農場の動物に安全でない飼料を与えることの禁止。	3	1	1	なし				5%
Commodities Act, Decree on the Preparation and Treatment of Food	どの生産段階においてもすべての食料生産物と飲料生産物のトレーサビリティを確保し、安全でない生産物を見出されなくてはならない。	3	1	0	なし				3%
	飼料生産者は廃棄物と有害物質を隔離して安全な状態で貯蔵すること。また、第一次生産物のサンプル調査および飼料の安全性に関わるサンプル調査の分析結果を考慮すること。				なし				
11. 飼料の衛生	飼料生産者は、作物保護製品、殺生剤、そして遺伝子組み換えされた種子と苗の利用に関して記録し、飼料の入手元と入手量および飼料の出荷先と出荷量についても記録すること。	2	0	0	なし				3%
	Regulation 1831/2003/EC SMR11								

12. 食料の衛生	Regulation 852/2004/EC SMR11	Commodities Act, Decree on Food Hygiene	飼料は、化学物質や動物に与えることを禁じられた物質から隔離して、貯蔵されなくてはならない。特定の動物に与える飼料は、薬剤添加飼料であれそうでない飼料であれ、その対象ではない動物に与えられるリスクを引き下げた形で貯蔵されなくてはならない。	3	1	0	なし	3%		
			薬剤添加飼料とそうでない飼料は互いに混ざらないように扱わなくてはならない。	3	1	1	なし	5%		
			飼料は承認され登録された企業から購入しなくてはならない。	3	1	0	なし	3%		
			食料供給者は廃棄物と有害物質が混入しないようにそれらを保管し取り扱わなくてはならない。また、食料を通じた伝染病の発生と伝染を予防しなくてはならない。	3	1	0	なし	3%		
			飼料の添加物、動物向けの薬と殺生剤は正しく利用されなくてはならない。	3	1	1	なし	5%		
			発見された衛生上の問題は適切に改善されなくてはならない。	3	0	0	なし	3%		
			食料供給者は、動物に与えた飼料の内容と由来、動物のサンプルの分析結果のうち人間の健康にとって重要なもの、そして動物と動物由来の生産物を対象として実施された検査報告について、記録しておくかなくてはならない。	2	0	0	なし	3%		
			食料供給者は、利用されたすべての作物保護製品と殺生剤、そして作物のサンプルの分析結果のうち人間の健康にとって重要なものについて、記録しておくかなくてはならない。	2	0	0	なし	3%		

				い。						
			Veterinary Medicines Act	動物の治療の開始と終了の日付だけでなく、動物向けの薬、薬剤添加飼料、そして医療処置について、記録しておかなくてはならない。	2	0	0	0	なし	3%
				生乳生産における一般的衛生基準の遵守。	2	0	0	0	なし	3%
				生乳生産における結核とブルセラ病の衛生基準の遵守。	3	1	0	0	なし	3%
				結核とブルセラ病の予防検査で陽性反応が出た動物の乳を人間の飲料用を利用することの禁止。	3	1	1	1	なし	5%
13. 動物由来食料の衛生に関するルール	Regulation 853/2004/EC SMR11	Commodities Act, Decree on Food Hygiene		他の動物に影響が出ることを避けるため、病気もしくは病気が疑われる動物の有効な隔離。	3	0	0	0	なし	3%
				あらゆる牛乳貯蔵施設を、牛乳の汚染が予防できるような形で、建設・維持しなくてはならない。	3	1	0	0	なし	3%
				牛乳が迅速に加工される場合と冷却の必要がない場合を除き、搾乳は衛生的環境で実施され、牛乳は冷やされなくてはならない。	2	0	0	0	なし	3%
				卵を清潔で、乾燥し、無臭の状態に保ち、衝撃と直射日光から守らなくてはならない。	2	0	0	0	なし	3%
13a. 動物のための薬の利用	Regulation 2377/90/EC SMR11	Veterinary Medicines Act		規則・指令で禁じられた物質を含んだ未登録の動物向けの薬を調査、所持、保管、供給、投与することの禁止。	3	1	1	1	なし	5%



13b. 農薬 の残留	Regulation 396/2005/EC SMR11	Feed Framework Act	作物保護製品の残留量が一定水準を上回る飼料を動物に 与えることの禁止。		3	1	0	なし	3%
			禁止された成長ホルモンを含んだ未登録の動物向けの薬 を調合、所持、保管、供給、投与することの禁止。 大臣指定の物質の所持と保管の禁止。		3	1	1	20%	5%
14. 畜産 における 使用禁止 物質	Directive 96/22/EC SMR10	Veterinary Medicines Decision	指定された物質（ホルモン作用または抗甲状腺作用を有す る物質、およびβ作動薬）の所持、保管、そして農場のも しくは繁殖された動物（魚類を含む）への投与の禁止。		3	1	1	20%	5%
			指定された物質（ホルモン作用または抗甲状腺作用を有す る物質、およびβ作動薬）を用いて農場の動物を治療する ことの禁止。		3	1	0	20%	3%
			農場の動物は獣医学に関する法律に従って治療されなく てはならない。		3	1	0	なし	3%
		Regulation Banning the Trade of Animals and Animal Products Treated with Specific Substances							

Commodity									
Board									
Decree									
Prohibiting									
the Use of									
Certain									
Substances									
Having a									
Hormonal or									
Thyrostatic									
Action and									
of									
β-Agonists									
1997									
(2005-I)									

指定された物質（ホルモン作用または抗甲状腺作用を有する物質、およびβ作動薬）で治療された農場の動物、その生産物、そしてその肉の取引の禁止。

15. 通知すべき動物の疾病	BSE : Regulation 999/2001/EC (SMR12) 口蹄疫 : Directive 2003/85/EEC (SMR13) 豚水疱病 : Directive 92/119/EEC (SMR14) ブルータング : Directive 2000/75/EEC (SMR15)	Animal Health and Welfare Act	疑わしい場合も含めて、動物伝染病の速やかな届け出。	3	1	1	1	なし	5%
	16. TSE (プリオン病)	Regulation 999/2001/EC SMR12	Feed Regulation	ほ乳類のタンパク質、それに由来する生産物、反芻動物の脂肪を溶かしたものを反芻動物の餌とすることの禁止。	3	1	1	なし	5%
分野：動物の福祉									
17. 子牛の保護	Directive 2008/119 SMR16	Directive 2008/119	牛舎は、消毒と清潔の保持が容易で、子牛に害を与えない素材で建てられなくてはならない。	1	0	0	なし	1%	
			電線等の設備は、子牛が電気ショックを受けないように設置されなくてはならない。	1	0	0	なし	1%	
			子牛に害を与えないように、牛舎の遮断、暖房、換気を実	2	0	0	なし	3%	

	施しなくてはならない。										
	すべての電子機器と機械は毎日チェックされなくてはならない。人工換気システムが使われている場合は、故障の場合に備えて、それなしでも換気できるようにし、アラームを取り付け、アラームを定期的にチェックしなくてはならない。	3	0	0	0	なし	3%				
	子牛には適切なケアを提供しなくてはならない。	2	0	0	0	なし	3%				
	子牛をつなぎ止め続けてはならない。	3	0	0	0	20%	3%				
	子牛の住環境と子牛に使われる道具は清潔に保たれなくてはならない。	1	0	0	0	なし	1%				
	子牛の餌は、年齢、体重などの、子牛の必要に合わせて提供されなくてはならない。	3	0	0	0	なし	3%				
	子牛には、適切な質の新鮮な水が提供されなくてはならない。	3	0	0	0	なし	3%				
	子牛の給餌場所は、汚染を極力引き下げないように、設計、建築、配置、維持されなくてはならない。	1	0	0	0	なし	1%				
	初乳は生後6時間以内に与えられなくてはならない。	1	0	0	0	なし	1%				
	週齢8週を越える牛を個別の檻に入れてはならない。	3	0	0	0	なし	3%				
	子牛用の個別の檻について、最低限の容積に関するルールを守らなくてはならない。	3	0	0	0	なし	3%				
	子牛用の個別の檻について、最低限の床面積に関するルールを守らなくてはならない。	3	0	0	0	なし	3%				
	子牛の頭数と寝る場所の数が対応してはならない。	2	0	0	0	なし	3%				
	Decree on Calf Production										

18. 豚の保護	Directive 2008/120/EC SMR17	Directive 2008/120/EC	い。							
			子牛の給餌場所のレイアウトに関するルールを守らなくてはならない。	2	0	0	なし	3%		
			子牛を個別の檻に入れた場合、隣の子牛を見る、触れることができない状態にしなければならない。	2	0	0	なし	3%		
			個別の檻に入れられていない子牛について、それぞれの子牛が休息するための最低限のスペースに関するルールを守らなくてはならない。	2	0	0	なし	3%		
			子牛は十分な光（太陽光または人工の光）を浴びなくてはならない。	2	0	0	なし	3%		
			養育中の豚（離乳直後の豚を含む）の飼育場所について、最低限の床面積に関するルールを守らなくてはならない。	3	0	0	なし	3%		
			種付け後の雌豚をグループで飼育する場合、最低限の床面積に関するルールを守らなくてはならない。	3	0	0	なし	3%		
			種付け後の、そして受胎中の雌豚を飼育する場合、最低限の床表面に関するルール（例えば、どのような排水溝を設置するか）を守らなくてはならない。	2	0	0	なし	3%		
			グループで飼育される豚の飼育場所の床がコンクリートの場合、最低限の床に関するルールを守らなくてはならない。	2	0	0	なし	3%		
			雌豚は、種付け後 4 週から分娩前 1 週の期間、十分な広さを持つ場所で、グループで飼育されなくてはならない。	3	0	0	なし	3%		

	雌豚が少数で飼育され、上記条件を満たすことができない場合、雌豚は個別に飼育され、動き回るスペースを与えられなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
	どの雌豚も十分な餌を与えられなくてはならない。				なし	
	床は固く平らで安定していなくてはならず、動物の重さと大きさに適したものでなくてはならない。	2	0	0	なし	3%
	子豚と雌豚の門歯の切除に関するルールを守らなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
	尻尾の切除に関するルールを守らなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
	雌豚が屋外で飼育されているときに限り、ステンレス製の鼻輪を装着してよい。	2	0	0	なし	3%
	去勢と尻尾の切除は、獣医が麻酔を用い無痛状態で実施しなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
	養育中の豚（離乳直後の豚を含む）をグループで飼育する場合、識別不可能にならないようにするために、そして必要な場合には麻酔を利用することについて、最低限のルールを守らなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
Decree on Pig Production	グループで飼育される雌豚と養育中の豚（離乳直後の豚を含む）の間で起きている攻撃を制限するための処置が施されなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
	攻撃性、怪我、病気を理由に隔離されている豚に、動くことのできる十分なスペースを与えなくてはならない。	3	0	0	なし	3%

雌豚をつなぎ止めてはならない。	3	0	0	0	20%	3%
豚の居住空間についての要件を満たさなくてはならない。	2	0	0	0	なし	3%
出産直前の雌豚に十分なスペースを確保し、生まれた直後の子豚が、母豚の動きから守られると同時に乳を自由に飲むようにしてはならない。	3	0	0	0	なし	3%
雄豚は、動き回って他の豚を耳・鼻・目で知覚できるような状態で飼育されなくてはならない。	3	0	0	0	なし	3%
雄豚の檻の床面積は6平方メートル以上なくてはならない。	3	0	0	0	なし	3%
子豚は固い床もしくはラバーマットが敷かれた床で飼育されなくてはならない。子豚1グループを飼育する場所の床面積は少なくとも0.6平方メートルなくてはならない。	2	0	0	0	なし	3%
飼育場所の床の構造や維持状態が豚の怪我や苦痛の原因となってはならない。	2	0	0	0	なし	3%
すべての豚は、健康を害さない物質でできた遊び道具を与えられなくてはならない。	2	0	0	0	なし	3%
豚舎は、40ルクス以上で一日8時間光を当てなくてはならない。	2	0	0	0	なし	3%
豚舎における大きな、永続的または突然の騒音の禁止。	2	0	0	0	なし	3%
自由に食べられるようにしてある場合を除き、すべての豚は同時に餌を食べられるようにしてはならない。	2	0	0	0	なし	3%
受胎中の豚に対する衛生ルールを守らなくてはならない。	3	0	0	0	なし	3%

19. 農業 目的で飼 育される 動物の保 護	Directive 98/58/EEC SMR18	Decree on the Welfare of Farm Animals	すべての豚に毎日最低一度は餌を与えなくてはならない。	2	0	0	なし	3%
			週齢 2 週を越えたすべての豚には、新鮮な水をいつでも飲む環境を用意しなくてはならない。	2	0	0	なし	3%
			種付けされていない雌豚も受胎中の雌豚も、繊維とエネルギーが豊富な餌を与えられなくてはならない。	2	0	0	なし	3%
			去勢（皮膚の切開を含む）は、獣医が麻酔を用い無痛状態で実施しなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
			医学上の理由がある場合と特別な条件を満たす場合を除いて、生後 28 日までの子豚を乳離れさせなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
			獣医と許可を受けた農家以外の人間による豚の去勢の禁止。	3	0	0	なし	3%
			動物の行動の自由を制限して不要な苦痛や怪我を引き起こすことの禁止。	3	0	0	なし	3%
			つなぎ止められた動物は、生理学的行動学的必要を満たすための十分なスペースを与えられなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
			屋外で飼育される動物は、悪天候、捕食動物、健康リスクから保護されなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
			動物のケアにあたる人物は、それに必要な技術と知識を持つていなくてはならない。	1	0	0	なし	1%
飼育される動物は毎日定期的に検査を受けなくてはならない。	3	0	0	なし	3%			
病気または怪我の動物は、適切なケアを受けるか獣医の診察を受けなくてはならない。	2	0	0	なし	3%			



動物は健康によく適切な餌を与えられなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
食事や給水の方法が原因で不要な苦痛や怪我を引き起こしてはならない。	3	0	0	なし	3%
動物はその生理的の必要に応じて定期的に餌を与えられなくてはならない。	2	0	0	なし	3%
動物のチェックを行うときはいつでも、明るさが十分でなくてはならない。	1	0	0	なし	1%
病気または怪我の動物は、屋内の適切で隔離された場所で飼育しなくてはならない。	2	0	0	なし	3%
動物の飼育場所は、消毒と清潔の保持が容易で、動物に害を与えない素材で建てられなくてはならない。	2	0	0	なし	3%
飼育場所の床の構造や維持状態が動物の怪我の原因となってはならない。	3	0	0	なし	
大気の状態（風の流れやゴミの密度など）を、動物に害を与えないように管理しなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
動物を常に暗闇または人工光しか当たらない場所で飼育してはならない。	3	0	0	なし	3%
人工換気システムが使われている場合、故障時に対応するための設備を備えておかななくてはならず、それは定期的なチェックされなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
動物には適量の清潔な水を提供しなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
動物の給餌場所は、汚染を極力引き下げないように、設計、建築、配置、維持されなくてはならない。	2	0	0	なし	3%

					1	0	0	なし	1%
				自動装置や機械は毎日チェックされ、故障の場合は即座に修理されなくてはならない。	2	0	0	なし	3%
				動物の治療と死亡を記録しなくてはならない。その記録は最低三年間保管しなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
				動物の健康または福祉を害する可能性のある物質を与えることの禁止。	3	0	0	なし	3%
				農業目的で飼育することを認められていない動物を飼育することの禁止。	3	0	0	なし	3%
				承認されている場合を除き、動物に外科手術を施すことの禁止。	3	0	0	なし	3%
				動物の受精について、承認された方法を採用しなくてはならない。	3	0	0	なし	3%
分野：GAEC									
	最低限の覆土	Direct Payment Scheme 2006		SPSに基づいて生産に利用されていない農地には被覆作物が植えられなくてはならない。	2	1	1	なし	3%
20. 土壌 浸食	その農地の条件に対応した最低限の農地管理	Product Board Decree on Erosion Control in Zuid-Limbu		通常とは異なる浸食の届け出。	2	1	1	なし	3%
				収穫が終わるごとにその農地に応じた耕作準備を実施することと、ビートやトウモロコシの播種の前の農地の水平化。	2	1	1	なし	3%
				傾斜2%以上の場所が50メートル以上含まれる農地では、特別なルールが適用される場合を除き、浸食を引き起こす	3	1	1	なし	5%

		作物を植えてはならない。							
	rg 2008 and 2009	Horticulture Product Board	Decree on Erosion Control in Zuid-Limbu rg 2009	3	1	1	1	なし	5%
	Product Board	Decree on Erosion Control in Zuid-Limbu rg 2009	傾斜 2%以上の農地では、特別なルールが適用される場合を除き、果物を植えてはならない。						
	Product Board	Decree on Erosion Control in Zuid-Limbu rg 2008 and 2009	傾斜 18%以上の農地では、牧草のみ植えてよい。	3	1	1	1	なし	5%
21. 土壌有機物	Direct Payment Scheme 2006	Forest Act	収穫後に作物残渣を焼却することは、例外が適用される場合を除き、禁止される。 SPSに基づいて生産に利用されていない農地には被覆作物が植えられなくてはならない。	1	0	0	0	なし	1%
	耕種作物の刈り株の管理 輪作の基準			2	0	0	0	なし	3%
22. 最低			大臣に届け出ることなく、間引き以外の目的で森林の立木	3	1	0	0	なし	3%

限度の維持	持（特徴的な景観には、生垣、池、水路、樹木、農地の端のマージンを含む）。	を切り倒すことは禁止される。 間引き以外の目的で森林の立木を取り除くまたは破壊した場合には、 <b>Royal Decree</b> にしたがって三年以内に植樹しなくてはならない。 間引き以外の目的で、農業省に指定された場所の木を切り倒すことは禁止される。	3	1	0	なし	3%
			3	1	0	なし	3%

英語表記はすべてオランダ農業省による英訳に従っている。

表 1（ヘルスチェック改革後の SMIR）および 2（ヘルスチェック改革後の GAEC）も参照されたい。

表 2 に示された五つの GAEC のうち、土壌構造、水の保護と管理の二つはこの表に記載されていない。その理由として、第一に、オランダでは土壌構造に関する GAEC が設定されていないこと、第二に、水の保護と管理の対象となる規制は SMIR4（農業由来の窒素による汚染からの水の保護）の中で設定されていることを挙げることができる。